16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担*

細 川 滋

- I はじめに
- II 対象地域と史料について
- III 免税状に見られる農民負担
- IV イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院の帳簿に見られる国税
- V 修道院に対する農民の負担(オブロークについて)
- VI 修道院に対する農民の負担(オブロークから賦役へ)
- VII 賦役負担
- VIII その他の負担
- IX 負担の影響
- X おわりに

T

16世紀後半のロシアでは、農民は国家および領主に対してどのような負担を 負っていたのであろうか。国家に対する負担の一部は、修道院宛にモスクワ大 侯が賦与した免税状の中に列挙されている免税の対象となる税を確認すること によって知ることができる。が、その具体的内容については、充分把握できる というものではない。

^{*}本稿は, 1986年11月の史学会第84回大会での報告原稿に,大会当日の貴重な御指摘を考慮 しつつ、加筆修正を加えたものである。

^{1) (20).}

присуд, ポソーシナヤ・スルージバ посошная служба, ダンヌィエ・ジェーニギ данные деньги, ヤームスカヤ・ポーヴィノスチ ямская повинность, ヤームスキエ・ジェーニギ ямские деньги, ポロニャニーチニエ・ジェーニギ полоняничные деньги, そしてオブローク оброк 等の起源が言及されている。分析の際の視点は、国税への転化、恒常化である。国家に対する負担が中心である以上、農民の領主に対する負担については、その視野から抜けざるを得ない。

浅野明氏も指摘しているように、2) 国税の研究は、ソヴィエト史学においても、まだ充分深められてはいない。と同時に、領主に対する負担についても、シチェーペトフのイォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領に関する概括的な研究3) 以降、それ程進展しているようには思えない。そこで、本稿では、国税を直接的な分析対象とするものではないが、イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院の文書を主として利用しながら、当該修道院領に住む農民が、どのような国税を、領主に対するどのような負担をそれぞれ負っていたのかを検討することによって、国税の種類とその量、領主に対する負担の種類とその量を歴史的に把握すると同時に、負担の内容と量の変化によって農民はどのような影響を被ったのか、等を検討してみたい。そうすることによって、16世紀後半の、とりわけ16世紀末のロシアにおける農民負担の状況の一端を把握でき、併せて国税の問題を考えていく上での一助となれば、と考えている。

П

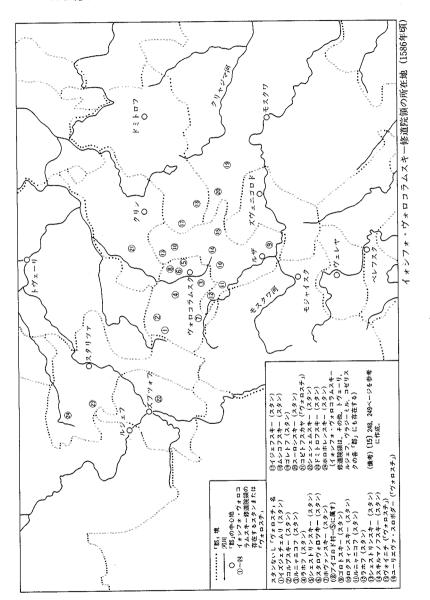
さて、本稿では、イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領全体を対象とするのではなく、主として、当該修道院で当時管理のために6つのプリカースに分割されていた所領のうちの一つのプリカースを採り上げたい(地図参照)。か一つのプリカースではあっても、農民負担の状況を把握する上では、所領全体

^{2) 〔10〕17} ページ。なお、16 世紀から17 世紀第1四半期の北西ロシアに関する国税については、アブラモーヴィチの研究がある(〔13〕参照)。

^{3) (25).}

⁴⁾ 当該修道院のブリカース制については、拙稿〔12〕を参照されたい。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担



--65-

-66-

香川大学経済学部 研究年報 26

1986

第1表 1592年7月のイォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院のブリカースとそれに属す 村落

N <u>o</u>	プリカース	N <u>o</u>	村落	地図中の番号
I	アントニー・アク ロフのブリカース	1 2 3 4 5	トゥロヴォ村 ラメンカ村 トゥルィズノヴォ村 エリナルホヴォ村 ボラシコヴォ村 5村	(トヴェーリ「郡」) ⑦ ⑦ ② (トヴェーリ「郡」)
II	ヤコフ・ソコロフ のプリカース	6 7 8 9	ネヴェロヴォ村 ファウストヴァ・ゴラ村 コジモジェミヤンスコエ村 ル コ ヴ ニ コ ヴ ォ 村 5村	Ø Ø Ø
III	マ カーリー・ル ジェフスキーのプ リカース	10 11 12 13 14 15 16	クリヤノヴォ村 ガヴリノ村 スドニコヴォ村 ズボヴォ村 イワノフスコエ村 スパスコエ村 ラキチノ村 サファトヴォ村 8村	④ ⑦ ⑥ ④ ⑪ ① (ル ザ「郡」) ③
IV	ニフォント・ゴロ ドニーのプリカー ス	18 19 20 21 22 23	ブイゴロド村 ブィコヴォ村 ノーヴォエ村 イリイツィノ村 オトチンチェヴォ村 クリュコヴォ村(小村) 5村と1小村	8 5 0 6 5

の傾向と大きくずれるものではないと思われる。また、必要な限りでは所領全体に関わって言及することによって、所領全体の動きを検討していきたい。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -67-

N <u>o</u>	プリカース	N <u>o</u>	村落	地図中の番号
V	ヴァシアン・チェ ムキンのプリカー ス	24 25 26 27 28 29 30 31 32	ウスペンスコエ村 ラグチノ村 (小村) ボロバノヴォ村 シェスタコヴォ村 ベルコヴォ村 コンドラトヴォ村 レストヴィソオ ヴォルシノ村 イエヴレヴォ村	@ @ @ @ @ @ @
VI	フェオトーシーの プリカース	33 34 35 36 37 38 39 40	8村と1小村 サヴェリエヴォ村 モレチキノ村 ブジャロヴォ村 マモシノ村 ベーリ村 アンゲロヴォ村 レトキノ村 ゴルボヴォ村	⑦ 図 図 図 図 の の の の 後 に 別 の 後 に 別 の の の の の の の の の の の の の
		41 42	オボブロヴォ村 ヴェイナ村	(ヴラジーミル「郡」) (コゼリスク「郡」)
	合 計		40村と2小村	

〔典拠〕 〔4〕 No 21 より作成。

〔備考〕 $N_{\underline{0}}$ 4, 11, 17, 19, 23, 25, 26, 31, 34, 37, 39, 40, 41, 42 については,〔4〕 $N_{\underline{0}}$ 21 中には出てとないが,この時期には当該修道院領となっているので,該当するプリカースにそれぞれ記載しておいた。

さて、当該修道院では、前稿でも触れたように、1579年頃に所領を管理にあたる修道士名を冠した6つのプリカースに分割していた。5)第1表は1592年の

⁵⁾ シチェーベトフは, 1591 年までは 5 つのプリカースに分割されていたものが, 1592 年に6 つのプリカースとされた, と考えている((25) ctp. 114)が, 前稿でも触れたように, 1588 年段階で6 つに分割されていたことを考慮して, 6 つのプリカースとしておきたい((12) 17 ページ, 註 9 参照)。

プリカース名とそれぞれのプリカースに属している村名をまとめてみたものである。 9 各プリカースの大きさを判断するための指標の一つとして,それぞれのヴィチ数 n を,後で触れる1592年 7 月30 日付の雄羊代納金 баранные деньги 徴収の際のヴィチ数によって見ると, 8 I は139 25 ヴィチ,II は (82+1/3) ヴィチ,IIIは 102 125 ヴィチ,IVは 79 ヴィチ, V は(116+1/12) ヴィチ,IVは 78 5 ヴィチとなっている。本稿で採り上げる V は,二番目に大きなプリカースとなっている。では,課税単位となったソハー数ではどうであったのだろうか。1592年 11 月 23 日付のヤームスキエ・ジェーニギの徴収の際のソハー数をみると, 9 I は(1+11/32) ソハー,IIIは(1+21/32) ソハー,IIIは(2+11/24) ソハー,IVは 1 25 ソハー,V は(1+2/3) ソハー,VIは 49/96 ソハーとなっている。ヴィチ数の大小と必ずしも一致してはいないが,V はやはり第二のソハー数を占めている。従って,当該修道院領内では比較的大きなプリカースということになる。

また、地図によってわかるように、当該修道院の所在地から比較的近い位置に村落が配置されている。修道院との関係の深さは、当該プリカース内にコニューシー КОНЮШИЙ のプリカースに関係する草地の存在によっても示されている。 10 なお、当該プリカース内の8つの村 село と1つの小村 сельцо が当該修道院領となった時期を早い順に、修道院領となった経緯をも含めて、表にまとめてみたものが第2表である。 11

使用する主要な史料は、前述のように、すでに刊行されているイォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院の『16世紀の所領経営帳簿集』のうちの、『1573~95年の貨幣オブローク帳簿集』(1978年刊行)¹²⁾と『1590~1600年の収穫・打穀帳

⁶⁾ プリカース名は、修道士名によって変更されるため、本稿では便宜的に第1表のような番号を付し、本文でもその番号を使用した。

⁷⁾ ヴィチ数については、拙稿 [11] 432、433 ベージと、併せて、[13]、[19]、[23] を参照 されたい。

^{8) [4]} No 21.

^{9) (4)} No 23.

^{10) [3]} No 3, 4.

¹¹⁾ なお, [16] も参照。

^{12) (4).}

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -69-

第2表 プリカースVに属す村及び小村のイォシフォ・ヴォロラムスキー修道院領となった 時期

村 名	年 代	所有権移転者	移転	方法
ウスペンスコエ村	1495	ヴォロク侯ボリスの妻ウリヤーナ	寄	進
ベルコヴォ村	1510	ドミトロフ侯ユーリー	遗	言
イエヴレヴォ部落	1514	侯フョードル	寄	進
ボロバノヴォ村	1534以前	不明	不	明
レストヴィフィノ村	1535	フョードル・ベレウートフ	寄	進
イエヴレヴォ村	1541/42	アンドレイ・クトゥゾフの妻エヴドキヤ	寄	進
リトヴィノヴォ村	1542	フョードル・リャプチコフ	寄	進
ラグチノ村	1549/50	グリゴリーと侯フョードル	購	入
ヴォルシノ村	1555	グリゴリー・トルブジンの妻エヴドキヤ	寄	進
コンドラトヴォ村	1562	イワン・クトゥゾフ	寄	進
シェスタコヴォ村	1563	侯ドミートリー	寄	進
イワノフスコエ村	1568/69	アンドレイ・クトゥゾフの妻エヴドキヤ	寄	進

〔典拠〕 [25] crp. 118~121 及び〔1〕 No 133, 142, 162, 213, 218, 251, 290, 297, 311, 335 より作成。

簿集』(1976年刊行)¹³⁾ である。併せて、『封建的土地所有及び経済文書集』の第2巻(1956年刊行)¹⁴⁾ を利用する。

16世紀の所領経営帳簿は、

- 1) 穀物の播種,収穫,打穀と干草の刈り入れの帳簿
- 2) 農民からの貨幣による支払いの徴収を記した帳簿
- 3) 収入・支出帳簿
- 4) 修道院の従者に対するオブローク(貨幣による手当て)の支払い

という4つの基本的なグループに分類することができる。¹⁵⁾ このような帳簿が一般的に修道院領で最も普及することになった要因としては,所領の広大さと分散性,副事業と副業の多さという大修道院の経済構造の特質と,経済あるいは管理部門に責任を負う人物の交替という管理の特質の中に求められるであろ

^{13) (33,}

^{14) [1]。}

^{15) [3]} crp. 2.

香川大学経済学部 研究年報 26

1986

-70-

今回刊行された当該修道院の『16世紀の所領経営帳簿集』は、後述するように、現存する帳簿を上述の分類に基づいて編集し直したものであり、もともと整理された形で存在していたものではない。第1のグループに属す 1976 年刊行の収穫・打穀帳簿集(参考文献の番号にそって〔3〕と略記する。以下の帳簿集についても同様である)、第2、第4のグループに属す 1978 年刊行の貨幣オブローク帳簿集(〔4〕と略記する)についても、そして第3のグループに属す1980 年刊行の収支帳簿集(〔5〕と略記する)についても、収録されている史料は、モスクワとレニングラードの3つの文書庫、すなわち、中央古文書保管局のイォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院フォンド(以ГАДА、ФИВМと略記)、ソ連邦史研究所レニングラード支局保管所の手稿本コレクション115(ЛОИИ、КОЛЛ 115 と略記)及びイォシフォ・ヴォロラムスキー修道院フォンド・ナンバー284(ЛОИИ、Ф. 284 と略記)とロシア文学研究所写本局(ИРЛИ、р. O., p. IV、 N_O 3 と略記)の中に存在しているものである。

刊行された帳簿集の中のどの部分が、これらの文書のどの部分から採られているのかを、[3]、[4]、[5]中のそれぞれの史料番号と古文書番号で示すと、

- (1) [5] No1, 2, [4] No30, 1(ЛОИИ, ф 284, No1)
- (2) [5] $N_{\underline{0}}5$, [4] $N_{\underline{0}}3$, [5] $N_{\underline{0}}6$, [4] $N_{\underline{0}}32$ (ЛОИИ, ф. 284, $N_{\underline{0}}2$)
- (3) [5] No7, [4] No4, [5] No8, [4] 33, 5, 6(лоии, ф 284, No3)
- (4) [5] No10, [4] No10, 12, [5] No11, [4] No34, 11, 13(ЛОИИ, ф 284, No4)
- (5) [4] N_014 , 16, 36, 37, 15(ЛОИИ, ф 284, N_05)
- (6) [5] No3, 4, [4] No31, 2(ЛОИИ, колл. 115, No1028)
- (7) [4] $N_{\underline{o}9}$ (ЛОИИ, колл. 115, $N_{\underline{o}1029}$)
- (8) [4] No35 (ЛОИИ, колл. 115, No 1030)
- (9) [4] No19(ЛОИИ, колл. 115, No1031a)
- (10) [3] No7, 10, 11, 8, 9, [4] No25, 26, 28, 27, 29 (ЛОИИ, колл 115, No 1032)
- (11) [4] $N_{\underline{0}}40$ (ЛОИИ, колл. 115, $N_{\underline{0}}1033$)
- 16) (21) crp. 288

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -71-

- (12) [5] No9, [4] No7, 8(ЦГАДА, ф. И. В. М., No 8)
- (13) [4] No39, 23 (ЦГАДА, ф. И. В. М., No 10)
- (14) [4] No21, 22, 24, 20 (ЦГАДА, ф. И. В. М., No 11)
- (15) [3] No2 (ЦГАДА, ф. И. В. М., No404)
- (16) [3] No5, 6, 3, 4 (ЦГАДА, ϕ И. В. М., No 405)
- (17) [4] No18, 38, 17, [3] No1 (ИРЛИ, р. о, р. No3)

となっている。つまり、刊行された帳簿集では、同一の文書中にあるものでも、 その内容に応じて分離され、先の4つのグループのどれに属しているかによっ てグループ毎に分類され、同じようにして分類された帳簿群を、年代順に並べ 替えているのである。その上,各かっこ内のナンバーに示された文書がすべて 収載されているわけではなく、抜粋されたものでしかない。また、数量的な性 格を持つ史料が圧倒的で、質的な事柄に関わるものは極めて少ないという面も 指摘することができる。¹⁷⁾ また、第3のグループの刊行が1587年までのもので 終わっており, これ以降 1600 年までのものについては後になるということなの で、修道院経済の具体的な動きを把握するためには、不十分な点があることも 指摘せざるをえないことは事実である。が、先の4つのグループについて、そ れぞれの時系列的な状態を数量的に把握することであるとか、当該修道院のさ まざまな経済活動の異なった側面を量的に明らかにすること等を可能として くれる側面のあることもはっきりしている。と同時に、それらを関連づけるこ とによって、当該修道院の経済活動なり、経済規模なりの総合的な全体像を明 らかにしていく上でも、また、農民の置かれていた状況を捉えていく上でも便 利なものとなっている。18)したがって、先に挙げた課題を検討していく上では、 ある程度必要な史料を提供してくれるものとなっている。そこで、本稿では、 先に挙げた課題に限定して、地域的にも、時代的にも限られた範囲ではあるけ れども、検討を加えていきたい。

¹⁷⁾ ただ, [4]に限っても, 帳簿中に数値だけが列挙されているわけではなく, 質的な情報も含まれているし, $[4]N\underline{o}9$, 19, 27, 29 のように, 質的な内容のものもあることは事実である。

¹⁸⁾ これら修道院の帳簿が与えてくれる研究上の意義については、〔3〕~〔5〕の序文及び〔18〕、〔21〕を参照されたい。

Ш

免税状によってはその具体的内容を把握することはできないとはいえ,まずは, 免税状の内容を検討することから始めたい。16世紀後半の当該修道院宛の免税状 には、免税の対象として、次のような負担が挙げられている。 すなわち、①ダー ニ Дань, ②ヤームスキエ・ジェーニギ ЯМСКИЕ ДЕНЬГИ, (3)ポドヴォドィ ПОДВОДЫ (荷馬車税). ④ポソーシナヤ・スルージバ посошная служба, ⑤ムィト мыг (商 品の通過及び運搬税). ⑥タムガ тамга (商品税). ⑦馬を飼育すること кормити коня, ⑧干草刈り косити сено, ⑨プロトール протор, ロズメート розмет に関 して、ソーツキー соцкий (百人長)、ジェシャーツキー десяцкий (十人長)に属 すこと、⑩ロズヴィンスコエ pO3BMHCKOO ないしノヴォジェンノエ HOBOЖенноe (婚姻税)、ポヴォロトノエ поворотное (商業税)、ポソーシヌィー・コルム посошный корм, ゴロトチコヴァヤ・ポシリナ городчиковая пошлина (都市の防御 の維持を担ったゴロドチクへの税)を支払うこと,①プリカースチキ приказчики に証書を送って、命じたこと(保塁を建造したり、都市を建設すること、池を造 ること、大侯の戸を建造すること、穀物を打穀し、都市に運ぶこと)、⑫代官 наместник にコルムを、プラヴェートチク праветчик とドヴォトチク двотчик にポポール no6op を提供すること、⑬侯、軍司令官、ジェチ・ボヤールスキ エ, 狩猟官, 猟犬番, あらゆる使者が宿泊し, コルム, 荷馬車, 案内者を強制 的に提供させること、等である。19)

③,⑤,⑥と⑩のロズヴィンスコエ,ポヴォロトノエは,商業関係の税であり、農民よりもむしろ,修道院の商業活動に関わるものであろう。⑨は、租税の配分等について、担税民とは異なって、当該地方の百人長や十人長の管轄下には入っていないことを示すものであり、免税とは内容的に異なるものであるように思われるが、これを免除されることによって、すでに当該地域から離れてしまった農民の負担分や未納分の肩代わりから免れることができる。20)とい

^{19) [1]} No 302, 267 等参照。

^{20) [20]} crp. 22.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -73-

う意味では、農民にとっては有利な事柄であった。従って、農民に直接関わってくる負担は、①、②、④、⑦~⑨と⑩のうちのロズヴィンスコエと商業税を除いたもの、そして、⑪~⑬ということになるであろう。

実際、大侯の免税状が存在しているにもかかわらず、修道院領の農民が、大 侯の派遣した官吏によって国家に対する負担を担わされている例が見られる。 当該修道院の場合にも、1563年 12月 20日付の免税状賦与のきっかけとなった 修道院側の訴え21)の中に、このような例が示されている。この訴えによると、 7069年(1560/61年)の証書が存在するにもかかわらず、プリカースチキとポ スィリニキ посыльники が、この証書を遵守せず、当該修道院領の農民は、ロズ メートに関して担税民と共に関わらなければならず(⑨と関連)、ダーニを支払 い(①と関連), ヤームスキエ・スロバディ ямские слобады で家屋を建て(⑪ と関連)、絶えず荷馬車を持って宿場に立っている(⑬と関連)という状況で、 そのために. 修道院領は. 300 ヴィチ以上荒廃してしまい. あらゆる点で貧しく なり、人もいなくなって、森林もなく、漁業も行われなくなってしまった、と いうことである。このように、免税状を賦与された修道院領の農民ではあって も,直接的に国家に対する負担を担わされる危険にさらされていたのである。 このような国税の中で、ダーニは、既に貢納としては古くから存在していた。 この言葉によって、より恒常的な性格を持った種々の租税が意味されることに なり、時と共に、この同じ名称が直接税だけを意味するようになっていったと いう。この意味でのダーニは、タタール襲来後も時折見受けられるが、タター ルへの貢納という意味合いが強くなっていた。ただ、14-15世紀に、自由民から タタールへのダーニの他に、侯の金庫へ直接向けられる特別なダーニの徴収も 見られた。そして、タタールの汗へのダーニ支払の中止と共に、この二つは合 体し、それに伴って、モスクワ大侯の金庫に流れ込むことが出来るようになっ ていった。タタールの軛が根絶された後も、ダーニは徴収され続けたのであ る。²²⁾ ヤームスキエ・ジェーニギはかつてのポヴォーズ NOBO3 に起源を持つも

のであろうが、タタールの蹂躙以後、これがタタールの使者と貨幣徴収人に対

^{21) [1]} No 302.

^{22) (20)} crp. 13, 14.

して無料の運搬手段を提供する義務(ヤームスカヤ・ポーヴィノスチ ямская повинность)へと変化する中で,個人的にこの義務を遂行する可能性を持たない住民から徴収されるようになり,時代を経て,タタールの汗にではなく,モスクワ大侯のために行われるようになったものであろう。ポソーシナヤ・スルージバは,言葉としてはソハーから生まれ,もともと軍役に由来するもので,それが軍役を負わない住民にまで拡大された結果,個人的な軍役義務という性格を失って貨幣支払いに代わったものである。²³⁾

それでは、これらは、修道院の帳簿にどのように反映されていたのであろうか。

IV

先に見たように、修道院の場合は、多くの場合免税状によって国家に対する税の大部分を免除されていたのであるが、1580/81年の免税特権の停止 ormeна гарханы により、これ以降国税の徴収が行われることになった。 この場合も、徴収権は修道院に留保されていたため、修道院の帳簿の中に徴収の状況が反映されることとなったのである。ただ、注意しなければならないのは、金銭が絡んでこない農民の負担については、そこに修道院が介在していたとしても、修道院の記録には残されなかったであろう、という点である。したがって、以下で考察する税以外にも、国家に対して農民が負っていた負担が存在していたことは、先に見た通りである。つまり、修道院の帳簿に見られる税は、国税のごく一部でしかないということを留意しておかなければならない。

ダーニとポロニャニーチニエ・ジェーニギの徴収が当該修道院の帳簿に初めて現れるのは、1581/82年である。当初、ダーニとポロニャニーチニエ・ジェーニギはそれぞれ別々に徴収されていたが、 24 1588年3月6日付の帳簿 25 以降は同時に、まとめて徴収されている。同年の9月24日にオホートニチイエ・

^{23) (20)} crp. 11, 12.

^{24) [4]} No 5~8.

^{25) [4]} No 11.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -75-

ジェーニギ охотничьие деньги が徴収されている。 26 これは,翌年度 27 の 1589 年 12 月 21 日付の帳簿 28 では,先の二つと同時に,まとめて徴収されている。1592

第3-1表 ダーニ等の徴収額

	15	581	15	83	1587
村落名	<i>y</i> - =	ポロニャニチニエ	ў — =	ポロニャニチニエ	ダ ー ニ と ポロニャニチニエ
ウスペンスコエ村	16р 4a 1 _д	7р 25а 2д ②	15p.15a 2.5д. Ф	10p.31a.5д 6	7p. 2 _f .①
ラグチノ村					
ボロバノヴォ村					
シェスタコヴォ村	3р 4a 1 _д .	1.5p 6a. 1д.	3р 4a 1д	3р 4а 1д	5.5p. 5a.12
ベルコヴォ村	5p ①	2р 25а 4д ③		5p ⑦),
リトヴィノヴォ村	6 25p	3p 12a	6p 🛞	4p 2r (8)	} 4p.20a 🔞
コンドラトヴォ村	4 5p 6a 1д.	2.5p 4д	4р 22а 5 5д)
イワノフスコエ村	1.5p 2a	28а. 1д	18а. 4. 5д.		7.5p (4)
レストヴィツィノ村	6 25p.	} 3p. 12a 1 _A	}6р. 8а 2д	4 5p.	5p 5a 🚯
アヴトティノ村	J 0 20P.	OP 120 IA	J OP OU DA	4 op.	3p 3u 09
ヴォルシノ村	1 5p 2a ポルシカ	28а 1д	1р 18а 4 5д	lp 4a 1д.	40a 4д.(16
リトヴィノヴォ村	3р 4а 1д		3p. 4a 1 _д .	2р 8а 2д.	2р 4а 2д ⑰
イエヴレヴォ村		1р. 1а. 3 _Д .		25a.	31а 2д
イエヴレヴォ村		26a		18а. 5д.	25а 4д.
ミシネヴォ部落	20a		20a	14a 4 _A 🛈	14а 2д
コンドラトヴォ村①	13а 5д	5а 4д	14a ⑤		5a 4д®

^{26) [4]} No 14.

28) [4] No 17.

²⁷⁾ ここで、年度という表現を使用したが、これは、当時ロシアで採用されていた暦と関連している。当時のロシアでは、世界開闢暦が使用されており、これによって7096年という場合、現代風に表すと、1587年9月1日から1588年8月31日までを表していることになる。また、1588年9月24日は7097年の9月24日ということになり、1588年という点では3月6日も9月24日も同じであるが、当時のロシア暦では、7096年の3月6日と7097年の9月24日ということになる。当時、当該修道院で会計年度がどのようになっていたのかははっきりせず、帳簿によっては、世界開闢暦に関係なく、記録をつけ始めた時点から一年間という例も見られるが、断片的に残されている7115年の収支帳では、7115年末一つまり1607年8月31日までの収入が合計されているので(〔9〕 ctp. 332、333)、恐らく9月1日から20年の8月末日までという当時の1年が会計年度にも相当していたと考えられる。そこで、本稿では、世界開闢暦で表した場合にその1年が始まる9月を含んでいる、現代風に表した場合の年をとって、その1年を何年度という風に表すことにしたい。したがって、例えば、7096年は、1587年9月1日から1588年8月31日までとなるが、これを1587年度という風に表すことになる。

香川大学経済学部 研究年報 26

第3-2表 ダーニ等の徴収額

-76-

	15	88	1589	1592
村 落 名	ダ ー ニ と ポロニャニチニエ	オホトニチニエ	ダーニ、ポロニャニチ ニエ、オホトニチニエ	ヤムスキエ
ウスペンスコエ村 ラ グ チ ノ 村 ボロバノヴォ村	7p 3a.®	3р.11а 1д.	10p 7a 🕲	3р. 0.5д.
シェスタゴヴォ村	4p.10a 20	2р.17а. 2д. Ø	6р 4а 4д 30	2.5p
ベルコヴォ村リトヴィノヴォ村	} 5р 17а.5д. 20	2р.29а 1д.	} 5p 5a.③	2.5p.36
コンドラトヴォ村 イワノフスコエ村	7р. 4д. ②	3р 25а Зд	} 9.5p.@	3р.11а 1д.
レストヴィツィノ村 アヴドティノ村	} 3р 25а. 4д. ②	2.25p ®	7p ₋ 33	} 3р.11а.1д. இ
ヴォルシノ村リトヴィノヴォ村	32a 3 _д . 24 47a 25	24a	1.5p. 1r. 34 3p. 2a.35	. 20а. 5д.
イエヴレヴォ村	31а 2д	14a.	45a	14a . 🚳
イエヴレヴォ村	23а 3д	14а.3.5д.	1p. 5a.	10а25д 39
ミシネヴォ部落 コンドラトヴォ村①	17а.4 _Д	14а 3д.	} 23а 2д	10а. 2д.

〔典拠〕 〔4〕 No5~8, 11, 14, 15, 17, 23より作成。

「備考」 ①修道院長の指示により、ベニエ部落の2ヴィチからの41a.4m は未徴収である。

- ②多くのヴィチが荒廃しているので、20a は徴収されていない。
- (3)(2+1/4)ヴィチからの22a. 2_L が未徴収である。
- ④荒廃地からの6a. 0.5a. は徴収されていない。
- ⑤ここからは、「修道院の耕地 (の耕作?) のため1p 4a 4 5μ」 徴収されていない。
- ⑥荒廃地からの9a 5g が未徴収である。
- ⑦ダーニとボロニャニチニエの合計で、荒廃と農民の貧困のため5p 25a は徴収されていない。
- ⑧ダーニとボロニャニチニエが同時に徴収されている。そして、荒廃のため、ダーニの8a.2a とボロニャニチニエの2r が徴収されていない。
- ⑨荒廃地からの1a.3g は徴収されていない。
- ⑩荒廃地からの 1r. は徴収されていない。
- ⑩貧困な農民から1p. 徴収できず、徴収担当者は聖母就寝祭(8月15日)まで期間を与えている。
- 20.5p.未徴収で、⑪と同じく聖母就寝祭まで期間を与えられている。
- ③1.5p.1a.4a 未徴収で、聖母就寝祭まで期間が与えられている。
- ⑭コンドラトヴォ村の貧困な農民から19a.が未徴収となっているが、イワノフスコエ村の農民は完納であった。
- ⑮貧困な農民及び逃亡した農民からの1p が未納のため聖母就寝祭まで期間が与えられている。

1986

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -77-

- (©1 5ヴィチからの12a がまだ未納で、聖母就寝祭まで期間が与えられた。
- ⑩11a が届いておらず、聖母就寝祭まで期間が与えられている。また、逃亡した農民のヴィチについては、14a であった。
- (18農民二人からの5a.4m が未納で、聖母就寝祭まで期間が与えられた。
- 19逃亡農民二名の1/4ヴィチからの分3aと他の農民二名の分7aが未納で、後の7aについては、ライ 麦の収穫分が修道院のものとされることになった。なお、納入者は、レリュシキノ部落の百人長フロルである。
- 20貧困な農民 4 名の1 25ヴィチからの11a 2a は未納で、新しい収穫時期まで期間が与えられ、後に徴収されている。 荒廃した3 75ヴィチからの20a 1r については、徴収の対象となるものが誰もおらず、未徴収となっている。
- ②このうち33a と36a 34 は後に納入されたものである。なお,プリスタニノ部落の1/2ヴィチで未散収分の代わりに、2頭の馬と1頭の牛が修道院の戸のものとなり,ユルキノ部落の1/2ヴィチ,ベルコヴォ村の1/4ヴィチ,セリヴァノヴァ部落の1/4ヴィチの未徴収分の代わりに,ライ麦の収穫分が修道院のものとなっている。
- ②このうち36a は後に納入されたものである。なお、ゴリツィ部落の2/3ヴィチ、トラカノヴォ部落の1/2ヴィチ、フィラトヴォ部落の1/4ヴィチ、チホノフ部落の1/4ヴィチ、新開地シェヴェレヴォの1/3 ヴィチの合計 2 ヴィチからの25a については、農民の逃亡のため荒廃し、徴収の対象者もいないので、未徴収となっている。
- ②貧困な農民達 すなわちスホポロヴォ部落のイヴァンの1/4ヴィチ,オシンニキ部落のセメンの1/3ヴィチ,モシニノ部落のエルコの1/4ヴィチ,フェディコの1/4ヴィチ,アヴドチノ村のアファニコの1/4ヴィチからの14a 4a については (1ヴィチ当たり11a) 徴収できず,新しい収穫まで期間が与えられ、農民達は食料を得るため、出かけていった。そして、セメンは後に支払っている。また、荒廃した2 アラヴィチについては、農民が修道院側に知らせることなく、四散したため、ライ麦の収穫分が修道院のものとなり、更に、修道院のためにライ麦が繙かれた。
- ②焼失したベルシノ部落の(1+1/3)ヴィチからの10a とクジャエヴォ部落のガヴリルとアルヒンの2/3 ヴィチからの5a については、新しい収穫まで期間が与えられ、後に徴収されている。
- 窓このうち20a.は後に納入されたものである。なお、貧困な農民達、すなわち、フェドスの1/3ヴィチ、オメシャの1/3ヴィチ、リトヴィノヴォ村のコンドラーシの1/4ヴィチ、ゾレヴォ部落のフォムコの1/4ヴィチとメルタールの1 ヴィチかちの12a 2a、コルガンからの3a の合計1 5p.2.5a については、未徴収で、新しい収穫まで期間が与えられ、後に徴収されている。また。荒廃地1 5ヴィチについては、徴収の対象となる者が存在せず、未徴収のままであった。
- 20人の農民から5a.4g 徴収できなかったが、後に納入している。
- ②荒廃地のために13a 3g が返却されている。
- 2820a 5a の不足分がある。
- ②荒廃地15ヴィチからの21a については、誰からも徴収できず、耕地は貸し出されている。なお、納入者は。百人長イグナチェイ・ヴァシリエフである。
- ⑩荒廃した4.25ヴィチからの2p については、誰からも徴収できず、耕地は貸し出されている。
- ③ 荒廃した6.75ヴィチからの3p. については、耕地から貸し出されているため、徴収できなかった。
- ②荒廃した35ヴィチからの1p27aについては、農民が四散してしまって、耕地が貸し出されているため、誰からも徴収できなかった。
- 劉1p.4a が、かれらの所には荒廃地5ヴィチがあり、貸し出されているので、返却されている。
- 図荒廃地(1+1/3)ヴィチからの 4r. は徴収できず、耕地は貸し出されている。
- 35荒廃地2ヴィチからは徴収されていない。
- 郷ここからは、ヤームスキエ・ジェーニギの他に「ベールィー・コルム」10a.5g が徴収されている。
- 図これは、レストヴィツィノ村、リトヴィノヴォ村そしてヴォルシノ村の1/3ヴィチから徴収されたものである。なお、レストヴィツィノ村については、「コルモーヴィエ・ジェーニギ」として14a.2μ 徴収されている。
- **幽さらに、「ベーロエ・コルム」として2a、徴収されている。**
- 図さらに、「コルモーヴィエ・ジェーニギ」として1a. 3μ 徴収されている。

年 11 月 23 日付の帳簿 29)でヤームスキエ・ジェーニギが徴収されている。この帳簿では、「ヤームスキエ・ジェーニギ及びベーリー・ナメーストニチイー・コルム」 《ЯМСКИЕ ДЕНЬГИ И БЕЛЬЇЙ НАМЕСІНИЧЬИ КОРМ》となっている場合もあり、「コルモーヴィエ・ジェーニギ КОРМОВЫЕ ДЕНЬГИ も徴収されている。

ここに出てくる「ポロニャニーチニエ・ジェーニギ」は,タタール軍とは限らないとしても,主要には,タタール軍によって連れ去られた捕虜の買い戻しを政府が行うために徴収されたもので,この種の買い戻しは,当初大侯,府主教,とりわけ修道院の自発的な寄付という形で,私財をもって行われていたであろうと推測されるが,規則正しい徴収が確立されたのは,16世紀半ばのことと考えられている。 30 ラッポ・ダニレフスキーは,この徴収が一時的な措置という性格を持たないことを示す,より正確な情報に出会うのは,16世紀後半からであると推定し,その例として,1582年 3月 5日のメシチョールスキー「郡」のチェレフォフスキー修道院領での徴収を挙げている。 31

これらの帳簿を、当該プリカースについて、税の種類、徴収額等を留意しながら、年度毎にまとめてみたのが、第3表である。国税の課税単位はソハーで、このソハー数が年度毎にどのような数値を示しているかを示したものが、第4表である。ソハーという言葉は、先に触れた「ポソーシナヤ・スルージバ」、「ポソーシヌィー・コルム」の中に含まれており、「ソハー単位で」行われることを示している。ソハーのもともとの意味は犂であり、それが、耕地面積と関連していることを示唆するものである。

年度によっては、ダーニだけ、あるいはポロニャニーチニエ・ジェーニギだけしかその徴収が記載されていない場合もあるので、その総額について追跡することはむずかしいが、一般的な傾向としては、増加傾向を示しているとは思われない。ダーニについては、当初ソハー当たり 25p. 32 であり、ポロニャニーチニエ・ジェーニギについては、13p. 余りから 18p. に増加しているが、ダーニ

^{29) (4)} No 23.

^{30) (20)} crp. 15.

^{31) [20]} crp. 16. ここで,ラッポ・ダニレフスキーが挙げている史料は,〔2〕 $N_{\underline{O}}$ 211,I である。

³²⁾本文及び表においても、貨幣単位については、ルーブリをp・アルトゥインをa・グリヴナをr・、ジェーニガをgと略すことにしたい。なお、1p=10r、1r=20a、1a=6<math>gである。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担

--79--

第4表 ソハー数の推移

村	落	名	1581	1583	1585	1587	1588	1589	1592	
1	シスコ	コエ村 ノ 村	1/2+1/2×1/4	1/2+1/2×1/4	1/3	1/3	1/3		1/3	
ボロノ	ベノヴ	* * 村								
シェス	9.口页	ブォ村	1/2×1/4	1/2×1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	
	コ ヴィノヴ	* 村 *村①	1/4 1/4	1/4) 1/4	} 1/4	} 1/4	1/4	1/4	
ł i	ラトリフス:	ヴォ村 コエ村	1/8+1/4×1/4 1/4×1/4	1/8+1/4×1/4 1/4×1/4	} 1/3	} 1/3	} 1/3	}1/3	1/3	
	ヴィン ド ティ	ィノ村 ノ 村	} 1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	} 1/3	
	ル シ ィノヴ	ノ 村 ォ村②	1/4×1/4 1/2×1/4	1/4×1/4 1/2×1/4	1/4×1/4 1/4×1/4	1/4×1/4 1/2×1/4	1/4×1/4 1/2×1/4	1/4×1/4 1/2×1/4	J 1/4×1/4	
	グレヴ	* * 村 * * 村	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	1/8×1/3 1/8×1/4	
L		部 落 *村③		} 1/8×1/4	} 1/8×1/4	} 1/8×1/4	} 1/8×1/4	}1/8×1/4	1/8×1/4	

〔典拠〕 〔4〕 No5~8, 11, 14, 15, 17, 23 より作成。

〔備考〕 ①これは、リトヴィノヴォ村のうちルザ「郡」に属している部落である。

②これは、リトヴィノヴォ村のうち同村とヴォロク「郡」に属している部落である。

③コンドラトヴォ村の(1+1/3)ヴィチである。

とポロニャニーチニエ・ジェーニギが一括して徴収されるようになった 1587 年度に併せて $21\sim24p$. 余りとなり、1588 年度には 22.5p. となっている。1588 年度には、オホートニチイエ・ジェーニギが追加され、ソハー当たり約 10p. 徴収されている。1589 年度には、これも他の二つと一括されて徴収されることになり、まとめて徴収されているが、ソハー当たりの徴収額にはかなりの幅があり、48p. から 32p. 29a. 2a. となっている。総額としては、1588 年度と比べて、そう大きな違いはないといえる。ヤームスキエ・ジェーニギ、ベーリー・ナメーストニチイー・コルム(ベーリー・コルム、コルモーヴィエ・ジェーニギ)の徴収が初めて記載されるのは、1592 年度であるが、ソハー当たり 10p. である。同年度には、ダーニをはじめとする他の国税に関する徴収の記載は見られない。徴収されなかった訳ではないであろうが、実際に徴収されなかったとすれば、

-80-

1986

検討の余地が残される。が、ダーニ、ポロニャニーチニエ・ジェーニギ等の徴収が記録されている年が、きわめて限られたものとなっていることは事実である。

国税の徴収に関して気付くことは、国税が修道院領からも全面的に徴収され るようになった1581年度から、すでに一部未納の記載が目に付くことである。 当該プリカースでも、この年度に、ダーニについてはベルコヴォ村で、ポロニャ ニーチニエ・ジェーニギについては、ウスペンスコエ村、ベルコヴォ村、コン ドラトヴォ村で一部未納が見られる。1583年度になると、完納はコンドラト ヴォ村(ダーニのみ),レストヴィツィノ村,ヴォルシノ村(ダーニのみ),イ エヴレヴォ村だけとなる。この原因は、耕地の荒廃と、それによって引き起こ された農民の貧困化、農民の逃亡などであった。以上の点は帳簿中に記載され ているものであるが,そのほか 1583 年 12 月 29 日付でイワン 4 世がイグナー チーと副書記スヴォルに宛てた証書中の、当該修道院長エフィーミーの訴え部 分にも、耕地の荒廃の原因を示す記述が見られる。そこでは、耕地の荒廃の原 因として、ベルコヴォ村とその部落については、派遣された者 посланники と 通過者 проезжие люди の不法行為が挙げられており, スキルマノヴォ村, ベー リ村とマモシノ村及びそれらの部落については,クリミア汗国の人々の到来の ために、村や部落が焼き払われ、農民が捕虜として連れ去られたためとされて いる。訴えは,そのために「生きている」耕地と「荒廃している」耕地の測量 と記録を改めて行ってほしい,というものであった。³³⁾

この訴えとは別に、1586年7月24日にウスペンスコエ村とスドニコヴォ村の農民の訴えに基づいて、修道院長エフィーミーと修道院内の修道士によるソハー数の変更が決定されている。34)訴えに拠ると、この二つのヴォロスチは、国税のために荒廃してしまった、ということである。この訴えをうけての決定によって、ウスペンスコエ村とスドニコヴォ村については、貧困であるということで、ソーシノエ・ピシモーを引き下げ、その引き下げ分については、生きているヴィチがやや満ちており、農民も生計が成り立っているというので、コンドラトヴォ村及びイワノフスコエ・クトゥゾヴォ村の農民とシェスタコヴォ村

^{33) [1]} No 373.

^{34) (4)} No 9

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -81-

の農民に課されることになった。すなわち,ウスペンスコエ村は 1/2 ソハーから 1/3 ソハーに,スドニコヴォ村は 1/3 ソハーから 1/4 ソハーに引き下げられ,コンドラトヴォ村及びイワノフスコエ・クトゥゾヴォ村は,これまで別々のものであったのが一つにまとめられて,1/4 ソハーから 1/3 ソハーに,シェスタコヴォ村は,イヴァン・カダシェフの二つの部落を追加された上で,1/8 ソハーから 1/4 ソハーに引き上げられたのである。併せて,この時全ての村についてソハー数が確認されている。

しかし、このような措置にもかかわらず、依然として一部未納という状況に は変化がないばかりか、むしろ深刻となり、1587年度には、コンドラトヴォ村 とイエヴレヴォ村だけが完納という状況であった。35)とりわけ1588年度の ダーニとポロニャニーチニエ・ジェーニギの徴収に関しては、一部未納が目立っ て多い。36) レストヴィツィノ村では、新しい収穫まで期限が与えられて、農民が 食料を得るために出かけていったり(5人),知らせることなく,四散してしまっ たため、税の徴収ができず、恐らくは、修道院側がライ麦の収穫と播種を行う という状態であった。同年度には、このような例が他の村でも多く見られ、イ ワノフスコエ村でも、農民が食料を得るために四散した(11人),という記述が みられる。同村では、史料が手元にないため、直接確認することはできないが、 当該修道院の収支帳に依拠したシチェーペトフによると、残った農民達の間で も、大部分が貧しく、家畜も少数で、穀物もわずかしか播種されないか、全く 播種されないということで,新しい収穫まで何も食べるものがなく,生活必需 品も乏しいという状態であった,³⁷という。1589年度には,レストヴィツィノ村 で、耕地が荒廃し、貸し出されているというので、徴収分の一部が返却される、 という状況も生まれている。同年度には、耕地が貸し出されているという例が 目立って多く、当該プリカースの中では、7村のうち、レストヴィツィノ村を も含めて、6村でそのために税を徴収できないという状態に陥っているし、そ のうちの1村では、耕地に灌木が茂っているという状態であった。³⁸⁾

^{35) [4]} No 11.

^{36) (4)} No 15.

^{37) (25)} crp. 97.

^{38) [4]} No 17.

このような他村の状況と比較して、イエヴレヴォ村だけが、確実に納入しているのは、後述するように、同村がオブローク村として、そのヴィチ数と比べてソハー数がきわめて低く押さえられていたためだと考えられる。

上述のように、国税の徴収に当たっての課税単位はソハーで、記載形式は、 後述するオブローク等の修道院に対する負担とは違って、「郡」毎になってい る。39)が、「郡」毎にさえなっていない場合もある。40)その上、ボロバノヴォ村の ように、修道院に対する負担に関わるヴィチの計算に当たっては、1592年7月 30日以後ウスペンスコエ村及びラグチノ村と一括して扱われながら,41)国税の 徴収に関係するソハー数の計算に当たっては、1585/86 年以後IVのプリカース に属しているノーヴォエ村及びニコリスコエ村と一括して扱われている42)と いうことで、前述の徴収状況に触れた際にも、また後述する当該プリカースの 国税負担額の検討に際しても、除かざるを得ないような例もある。また、レス トヴィツィノ村の場合、ソハー数の計算に当たっては、恒常的にアヴドティノ 村が含まれているが、1592年11月23日の帳簿では、リトヴィノヴォ村とヴォ ルシノ村をも含んだものとなっている。43)同村の場合は、リトヴィノヴォ村が どう関わっているのかについて不明であるが、ヴィチ数の計算に当たっても、 1592年7月30日以降、ソハー数の計算に当たってと同様に、ヴォルシノ村とア ヴドティノ村を含んでいる。⁴⁴⁾ ただ、1592 年 8 月 5 日付の干草刈り入れの記録 では、ヴォルシノ村の干草中にリトヴィノヴォ村のヴォロク「郡」側の部落名 が見え、45) ヴィチの計算に当たっても、リトヴィノヴォ村を含んでいたと推察 される。が、リトヴィノヴォ村の場合は、リトヴィノヴォ村そのものはヴォロ ク「郡」に属し、ヴォロク「郡」内にも付属する部落が存在するものの、同村 に付属しつつ、ベルコヴォ村と一体となっているルザ「郡」内の部落も存在す

³⁹⁾ $[4] N_0 5 \sim 8$, 23. 本稿でも、「郡」という表記を行っているが、これは前稿でも触れたように([12] を参照されたい)、ロシア語の「ウェースト yesa」を日本語の郡とそのまま訳してもよいかどうか、疑問に思うからである。

^{40) (4)} *No* 11, 14, 15, 17.

^{41) [4]} No 21.

^{42) (4)} No 9.

^{43) [4]} No 23.

^{44) [4]} No 21.

^{45) [5]} No 3.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -83-

るという,その帰属をも含めて,複雑な様相を呈しているだけでなく,国税の 徴収に際しても,前者と後者とでは別個にソハー数が計算されているという複 雑さであった。⁴⁶⁾ コンドラトヴォ村には,1585/86 年以降ソハー数の計算に当 たっては,上述のように,イワノフスコエ・クトゥゾヴォ村が含まれており, ヴィチ数の計算に当たっても,1592 年 7 月 30 日以降同様の措置が採られてい る。⁴⁷⁾

なお、ソハー数について気付くことは、イエヴレヴォ村のソハー数が、ヴィチ数が 18 であるにもかかわらず、前述のように、 $(1/2 \times 1/2 \times 1/2 \times 1/3 + 1/2 \times 1/2 \times 1/2 \times 1/4)$ ソハーときわめて低いものとなっていることである。この場合、1 ソハー = 50 ヴィチでヴィチ数に換算すると、 48 (3.5 + 9/16) ヴィチとなり、18 ヴィチとは全く一致しない。一致しないのは他の村についても同じであるが、イエヴレヴォ村の場合には、その違いがはなはだしい。これは、後述するように、イエヴレヴォ村がオブローク村であったことによるものであろう。

V

領主である修道院に対する農民の負担の第一としては、まずオブロークを挙げなければならない。オブロークは、ラッポ・ダニレフスキーによると、もともと私領地経済において生じた民事的な契約関係で、古くから知られていたものであった。⁴⁹⁾ 当該修道院でも、早くから行われていたであろうが、史料的に確認できるのは、1573 年度からで、以後 1574 年度、1575 年度、1579 年度、1581年度、1587年度、1589年度のものが存在している。⁵⁰⁾ 最後の帳簿は、オブローク以外の負担が大部分で、オブロークに関しては、部分的でしかない。が、ラッポ・ダニレフスキーの指摘のように、1581年度の帳簿中に、「オブローク状に基

^{46) (4)} No 5~9, 11, 14, 15, 17, 23.

^{47) [4]} No 9, 21.

⁴⁸⁾ ヴィチとチェトヴェルチとの関係は、対象となる耕地が、世俗領であるのか、聖界領であるのか、黒土であるのか、大侯領であるのかによっても、また土地の肥沃度によっても異なるが、ソハーとヴィチの関係は1ソハー = 50 ヴィチと不変である。

^{49) (20)} crp. 21.

^{50) (4)} N_0 1~4, 10, 18.

--84-

1986

づいて」《по оброчной грамоте》徴収された,という記載であるとか,オブロークとして貸し出され,以後年にいくらのオブロークが支払われるべきかの指示の後で,「この荒地に対する証書が与えられた」《даная им грамота на тое пустатя дана》との記載が見られる。 51)しかしながら,オブロークには,個々の農民ないし集団としての農民に個別に課されているオブロークではなく,村ないし部落全体に課せられているオブローク,すなわち領主としての修道院が農民に対する共通の負担として課しているものもある。

このような意味合いを持つオブロークは、オブロークが私的な契約関係の意味にではなく、国家的・財政的目的をもって適用され、国家的税としての意味合いを持つようになってきたことと関連がある。チャグローに代わって、つまりダーニに代わってオブロークが課せられるという例が見られるようになってくるのである。本来オブロークの支払いを課されていたのは荒蕪地に関連している場合であった。荒蕪地の開発には、オブローク支払者(オブローチニク оброчник)の一定の労働と資金の投入が必要であり、そのための出費が報われるには、充分な時間を要したため、オブロークはチャグローよりも軽微であることが多かった。そのため、しばしば修道院への特権として、ダーニを負担する代わりにオブロークの支払いで済ませるという場合がでてくるのである。 52

オブローク帳簿を読んでみると、多くの村ないし部落に関しては何の形容語も付されていないのであるが、部分的に、シチェーペトフも指摘しているように、 53 オブロークを支払っている部落ないし村にオブローク部落とチャグロー部落ないし村の区別が存在していることに気付く。 54 1575 年度の場合には、オブローク徴収額が日を追って記載された後、最後に、「チャグロー及びオブローク村及び部落から総額で 140 p.22a.2 μ のオブロークを徴収した」 《И всего оброку взято с сел и з деревень с тяглых и оброчных 140 рублев и 22 алтына 2 деньги.》、とまとめられている。 55 と同時に、「非免税荒地から貸し出され、

^{51) (4)} No 4.

^{52) (20)} ctp. 22.

^{53) (25)} crp. 99.

^{54) (4)} No 2.

^{55) (4)} No 2.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -85-

また、イリイツィンスカヤ・ヴォロスチのセルコヴォ部落の農民ミクラ・クニギンのように、土地のある部分からはオブロークを支払い、他の部分ではチャグローを負担しているという場合も見られる。58)このような場合は、オブローク関係にあるのが、国家と農民ということがはっきりと示されているが、この関係が、修道院となるのか、国家となるのか、という点が明確ではない場合もあり、オブロークについては、複雑であると言わざるを得ない。

さらに、修道院が、修道院のために労働を行った人々、手工業者、ジェチョーヌィシ等に支払う金銭についても、オブロークと呼ばれている点に、注意しなければならない。⁵⁹⁾ この場合、その基礎に契約関係が存在していることは、修道院によるオブロークの支払いを記録した文書中に、支払い金額と並んで、その人物の保証人が明記されていることからも、推察できることであり、明らかに上述のオブロークとは、オブロークという表現が使用されながらも、内容的にはっきりと区別できるものではある。

このように、オブロークという言葉によって意味されている内容は、極めて 広範囲なもので、一括して扱うことはできない。いずれにしろ、修道院への隷 属者に対するオブロークの支払いは別として、オブローク帳簿を分析する際に は、オブロークという同一の表現が使用されているとしても、村ないし部落が

^{56) (4]} No 2

^{57) [4]} No 3.

^{58) [4]} *No* 1

^{59) [4]} No 30~40.

-86-

全体として修道院にオブロークを課せられ、支払いを行っているのか、それとも個人ないし集団として農民が個々に修道院に対して荒蕪地の利用等の代償としてオブロークを支払っているのか、という点に注意を払うことが要求されていることを無視してはならないように思われる。

それでは、農民は、どの位のオブロークを負っていたのであろうか。オブロークの支払いは通常貨幣で行われ、その量は1ヴィチ当たりいくらの金額、という形で示されているが、その大きさは一定しておらず、かなりの幅がある。し

第5表 1ヴィチ当たりのオプローク徴収額

×2.2			7 5 76 76 7		1570	1501	1505	1500
村	落	名	1573	1575	1579	1581	1587	1589
ウス~	ペンス	コエ村	1/4p	1/4p.	1/4p			
カル	ポウ	* 部落		1/4p.	1/4p			
ネフ	エドヴ	ォ部落					0.5p.	
ラグ	チ	ノ 村	1/4p	1/4p.	1/4p			
ホロ	バノウ	グォ村	1/4p	1/4p	1/4p.			
シェス	スタコ	ヴォ村	1/4p		7a.			
グル	ヒノヴ	ォ 部落	25a	25a.	25a.	25a		
ミシ	ネヴ	ォ 部 落			1p	1p.	lp	
ロス	ボビ	ノ部落				40a		
ベル	コヴ	ォ 村	4a	7а. 4д.				
ヴォ	ロトヴ	ァ部落						1
リトウ	111	ヴォ村						
コント	ラト	ヴォ村	7a .	7a	7a			
フィ	ラトヴ	⋆部落	1p					
イワノ	フス	コエ村			1p.	1p	1p	
レスト	ヴィフ	ィノ村	1/4p	1/4p	1/4p			
ヴォ	ルシ	/ 村		6a				
クジ	ャエヴ	ォ部落			48a. ③			
アヴ	ドティ	1 / 村		2r				
リトウ	111	ヴォ村	1/4p	1/4p.	1/4p.			
グリ	ゴロヴ	ォ部落	6r.	20a	26а. 4д.			
イエウ	・レヴ	*村①	25a.	25a	25a.	25a	_	25a
イエウ	ブレヴ	*村②	25a.		1p	1p	lp.	1p

[〔]典拠〕 [4] No1~4, 10, 18より作成。

[〔]備考〕 ①イエヴレヴォ・コシキノ村である。

②イエヴレヴォ・ブストーエ村である。

③新参農民に対しては、16a.45a となっている。

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -87-

第6表 オプロークの徴収額

村 落	名 .	1573	1574	1579	1581	1587	1589
ウスペンス:	コエ村	2р 10a 2д	2p 20a	4p 31a 4д			lp ®
カルポヴォ	部落(10)	T)	05p.	0 5p			
ネフェトヴォ	部落			-		1 5p	
ラグチ	ノ 村	lp	1р 2a. 1д				
ボロバノウ	* * 村	2 5p	2р 8а 2д				
シェスタコ	ブォ村	4р 2a. 5д ②	3	3p 12a			
グルヒノヴォ	部落⑩	45a	1.5p.	1 5p.	1 5p		
ミシネヴァ				2p	2p	2p	
ロスポビノ	部落				10a		
ベルコヴ	# 村	40a	2p 10a.	3			
ヴォロトヴァ							1p (9)
リトヴィノヴ	#村(1)						
コンドラトロ		2р 22а 4д	2p.17a ④	2р. 19а 2д			
フィラトヴォ		0 5p				2 05 0	
イワノフス:	コエ村		4p.25a	5p 25a	8p. 2a.	7p. 25a ①	
レストヴィン		2р 4a 1 _д .	1р 29а 4д	3p	0 5p ⑥		
ヴォルシ			3a .				
クジャエヴォ	,,,,		00.0	46а 2д ⑤	0.50		
ア ヴ ド テ ィ リトヴィノヴ		3.5p	20a. 3р 6a 2д	3p. 27a.	0.5p ⑦		
リトワイノワ グリゴロヴォ		2r	20а	op. 21a.	20a		
		5p 8a 2 _A	5р 8a 2д	11p.	12p	8p 2r:	10p.23a
エイヴレヴ		эр 8а.2д Зр	ј∂р. оа 2∦	4p.	4p.	op 21: 4p.	4p 25a
			00 0 5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
合	計	26p.	26р. 6а 5д.	40p. 1a	28р.28а. 4д	23p 15a	17p 14a 4

- 〔典拠〕 〔4〕 No1~4, 10, 18より作成。
- 〔備考〕 ①一部未納がある。
 - ②一部徴収免除がある。
 - ③修道院長の指示によって徴収されなかった。
 - ④非免税の荒蕪地からなり、ダーニに算入されているため、徴収されていない。
 - ⑤このうち24a はフェチカとイストマから、22a 2』は新参農民から、それぞれ徴収されたものである。
 - ⑥これは、荒蕪地ゼノヴィエヴァがオプロークとしてイヴァン・ソフォノフに耕地及び草地用に貸し出されて、徴収されたものである。
 - ⑦これは、アヴドティノ村の農民が、荒蕪地ラメニからのオブロークとして支払ったものである。
 - ⑧これは、ウスペンスカヤ・ヴォロスチのレリュシキノ部落の農民二人が、ベルコヴォ村の荒蕪地コリャキノの借用に対して支払ったオブロークの額である。その折、以後もこの荒蕪地から1ルーブリずつ支払うようにと記載されている。

香川大学経済学部 研究年報 26

- ⑨これは、ベルコフスカヤ・ヴォロスチのイヴァン・クラスノフが荒蕪地ヴォロトヴォの借用に対してオフロークとして支払った額である。
- ⑩これはオフローク部落とされているものであるが、グルヒノヴォ部落の場合、1574年以降については、 オブローク部落とはされていない。
- ⑪リトヴィノヴォ村の部落のうちルザ「郡」に属している部分である。
- ⑫リトヴィノヴォ村とリトヴィノヴォ村の部落のうちヴォロク「郡」に属している部分である。
- ⑬イエヴレヴォ・コシキノ村である。

--88-

個イエヴレヴォ・プストーエ村である。

かも、オブローク農民の間でも、またチャグロー農民の間でも一定ではなかった。最も多いのは、0.25p と 4a であるが、0.5p、1p という例も相当ある。 当該プリカースの場合には、第5表のようになっている。年度順に各ヴォロスチでのオブロークの徴収額をまとめてみたのが、第6表である。

この表から判るように、当該プリカースの場合、1ヴィチ当たりのオブローク徴収額は1/4 p. が一般的である。オブローク村とされているイエヴレヴォ村の場合が、25a となっている点は、後に触れるように、注意を要するように思われる。

プリカース全体でみた場合には、1579年度の徴収額が1573年度及び1574年 度の約1.5倍となっているほかは、1581年度、1587年度ともそう大きな変動は ない。が、個々の村ないし部落をみた場合は、かなりの変化を窺うことができ る。ウスペンスコエ村、ラグチノ村、ボロバノヴォ村、シェスタコヴォ村、ベ ルコヴォ村、コンドラトヴォ村、レストヴィツィノ村、ヴォルシノ村と、オブ ロークの徴収が記録されなくなり、1581年度、1587年度、1589年度となると、 イエヴレヴォ村とイワノスコエ・クトゥゾヴォ村のほか、いくつかの部落にお いてのみオブロークの徴収が行われているにすぎないという状態に陥ってしま う。しかも、これはあくまでもヴォロスチ内の一つないし三つの部落の1ない し2ヴィチからにすぎず、支払い人も特定の農民であって、オブロークの対象 となっている荒蕪地名が記載されているものである。1573年度からすでに特定 の農民からのオブローク徴収が記録されているが、1581年度にはこのような事 例が顕著となり、同年度以降は、村が全体としてオブローク徴収の対象となる のは、上記二つの村のみとなっている。1589年度にはオブローク徴収の記録が あるのは、イエヴレヴォ村とベルコフスカヤ・ヴォロスチの荒蕪地ヴォロトヴァ 及びコリャキノからのものだけである。

このように,村ないし部落全体を対象とするオブロークの徴収は激減し,併

1986

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -89-

せて、個々の農民を対象とするオブローク徴収も減少してくるのである。しか しながら、ここで注意しなければならないのは、オブローク徴収に当たっての イエヴレヴォ村の位置及びこれに関連してのオブロークの意味と、オブローク という表現はほとんど使用されていないが、実質的には、それと同じ内容を持 つ「荒蕪地からの貨幣」《деньги с пустошных земель》, 「ゼムレニエ・ジェー ニギ」《Земленые деньги》、「プストーシニエ・ジェーニギ」 《пустошные деньги》という表現が1587年度から登場しているという点の二つの問題である。 前者については、他の村と比べて、イエヴレヴォ村の場合、先に触れたよう に、1ヴィチ当たりの徴収額も高く、総額も多い。しかも、一貫してオブロー ク徴収の対象となっている。これは、前述のダーニ等の徴収の場合と大きな違 いを示している。ダーニ等の徴収が記録されるのは、オブローク徴収の記録よ りも後のことであるが,イエヴレヴォ村は,ダーニ等の徴収の段階でも他の村 とは区別されて、オブローク村という表現になっている。イエヴレヴォ村のオ ブローク徴収額が、それまでの約2倍になるのが、ダーニ等の徴収が記録され る 1581 年度の 2 年前で、それ以後ほぼこの額が続くのである。そして他方、他 の村では、1581年度以降オブローク徴収が姿を消すようになっており、イエヴ レヴォ村と比較して、ダーニ等の徴収額は多いのである。そうなると、オブロー ク徴収帳簿に記録され、全村を対象として徴収されるオブロークを、どのよう に理解すればよいのだろうか,という問題が出てくる。つまり国税としてのオ ブロークなのか、修道院への負担としてのオブロークなのか、それとも双方が 混在したものであるのか、ということである。オブロークが、前述のように、 早い時期にはオブローク村からも、チャグロー村からも徴収されていたことが 明らかである点を考慮すると、一応、修道院への負担としてのオブロークであっ た、と推定してよいであろう。

後者については、これらの貨幣の徴収は、1587 年度の出納係ニキフォール・モーリンの帳簿では「荒蕪地からの貨幣」《деньги с пустошных земель》と表現されている。⁶⁰⁾ この帳簿を引き継いだ形になっている同年度の出納係エフレムの帳簿では、「プストーシニエ及びオブローチニエ・ジェーニギ」 《пустош-

^{60) (4)} No 12.

ные и оброчные деньги》という表現の下に、「ゼムレニエ・ジェーニギ」、「プス トーシニエ・ジェーニギ」、「トラヴェニエ・ジェーニギ」 《травеные деньги》、 「オブローク」、「プストーシニエ及びトラヴェンニエ・ジェーニギ」、「プストー シニエ・ゼムレニエ・ジェーニギ」等が徴収され、「ゼムレニエ、プストーシニ エ、トラヴェンニエ、オブローチニエ・ジェーニギ」として、60p. 16a. 1a. の 収入があった。61) 当該プリカースについては、ニキフォールの帳簿では、ベルコ フスカヤ・ヴォロスチで 0.25 p.が、コンドラトヴォ村の農民から「ゼムレニエ・ ジェーニギ」1.5p. 6a が徴収されている。エフレムの帳簿では、プリカース単 位に集計されており、修道士ニフォントがレストヴィツィノ村とベルコヴォ村 から「プストーシニエ·ジェーニギ」3p.8n.を,ウスペンスコエ村とボロバノ ヴォ村の「ザカーズニエ・ツェロヴァーリニキ」《заказные целовальники》が「ゼ ムレニエ·ジェーニギ』 4.5p. 5a. 5д. を、シェスタコゴォ村のグビナ部落の農 民が「プストーシニエ·ジェーニギ」42a を, ベルコヴォのリトヴィノヴォ地 区の徴収人 зборщики であるプリスタニノ部落及びオスタヒノ部落の農民が 1.5p. を,修道士ニフォントがベルコヴォ村で徴収した 20a. を, レストヴィツィ ノ村から「プリカーズニエ・ツェロヴァーリニキ」2名が「トラヴェニエ・ジェー ニギ」1p. 20a 1r. を、ベルコヴォ村の農民が、「耕作し干草を刈っている荒蕪 地ヴォロトヴォからのオブローク」1p. を、同部落の農民がウスペンスカヤ・ ヴォロスチのネフェドヴォ部落で徴収したオブローク1.5p.を、コンドラト ヴォ村の農民が前年度の不足分 0.5 p. を (まだ 10a. 不足している), 修道士ニ フォントが3つの荒蕪地からの「プストーシニエ·ジェーニギ」 24a 4a を, それぞれ運んできており、0.5 p. のオブロークが「オブローク書に基づいて」《 《по оброчной памяти》イワン・コイダシェフから徴収されている。この二つの帳簿 に記載されている当該プリカース関係の金額を合計すると、18 p. 31a. 3д. と なる。かなりの額である。オブロークと併せると、同年度の徴収額は、42p. 13a. 14. となる。

1588 年度にも、「プストーシニエ・ジェーニギ」の徴収が見られる。⁶²⁾ 荒蕪地からの貨幣収入である。当該プリカースでは、全ての村が関係しており、ウス

^{61) [4]} No 13.

^{62) (4)} *No* 16.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -91-

ペンスコエ村では 4p.~26a.~5д. と、それとは別に同村とボロバノヴォ村及びラグチノ村とを併せて 3p.~4a. を、シェスタコヴォ村では 2p.~3.5a. と 24a. を、ベルコヴォ村では 3p.~35a.~2д. (そのうち 6a.~2д. は菜園の種子を購入するのに出費)と 1p.~と 36a.~3д. (これは、逃亡した農民のダーニとして徴収)を、コンドラトヴォ村では 58a.~4д. を、レストヴィツィノ村では 1p.~8a.~5д. と 1p.~12a.~2д. を、ヴォルシノ村では 28a.~1д. (そのうち 4a.~2д. は菜園用の種子、ねぎ、にんにく等の購入に出費)を、イエヴレヴォ村では 0.5p.~を、それぞれ徴収されている。合計すると、 22p.~21a.~3g.~となる。

1589 年度の帳簿には、オブロークと明記されたものは、前述のように、確かに少ないが、「プストーシニエ・ジェーニギ」が多く記載されている。 63) 当該プリカース関係でも、シェスタコヴォ村、コンドラトヴォ村、ウスペンスコエ村で「プストーシニエ、ゼムレニエ、トラヴェニエ・ジェニギ」が、それぞれ 3 P. 8a. 2 R. 4 R

以上、1587年度から1589年度までの「プストーシニエ・ジェーニギ」、「ゼムレニエ・ジェーニギ」等を、オブロークと同じ内容を持つものとして検討を加えてきたが、これは、オブロークが本来意味するところに基づいたものである。この点は、ベルコヴォ村の荒蕪地ヴォロトヴォからの徴収に如実に示されている。ここからの徴収は、1587年度、1589年度ともオブロークと表現されているが、その場合でも、先に触れたように、「耕作し、干草を刈っている荒蕪地ヴォロトヴォ」となっており、1588年度の帳簿では、「97年(1589年一引用者)4月20日より荒蕪地からの貨幣が徴収されている」という脈絡の中で記録された

^{63) [4]} No 18.

ものである。この表現と類似した、「耕地を春蒔き畑用に貸与した」《отдавал землю под ярь》、「それを耕作し、草を刈っている」《пашет ея и сена》、「春蒔き穀物用、ライ麦用及び草地用に貸与した」《отдавали под ярь и под рожь и с травою》との表現が、「プストーシニエ・ジェーニギ」等の徴収の際にしばしば見られるのである。⁶⁴⁾ と同時に、領主としての修道院に対する領民全体が負っている負担というものではないことも明らかである。オブロークという表現が使われていない点に、具体性が現れていると同時に、修道院に対する農民の負担の当時の過渡的な状況が、反映されているように思われる。

つまり、1581 年度以降ダーニ等の徴収が行われ、他方でオブロークの徴収については、農民の貧困のために徴収されていない例であるとか、未納ないし一部を徴収していない例、新しい収穫まで期間を与えている例が増加し、そのような事例がとりわけ多い 1587 年度以降、いわばそれに代わる形で「プストーシニエ・ジェーニギ」、「ゼムレニエ・ジェーニギ」等を徴収するという状況が生じてきたのである。

1589年度のオブローク徴収の後、翌年度以降はその記載がなくなり、代わって穀物の播種量、収穫量、打穀量、干草の刈り入れ量を記録した帳簿が登場することになる。

VI

「7099 年 \Box 月 10 日」には,修道士ミサイル・ヘズニンの「吟味と指示により」イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領では,農民によって「古い耕地」が耕作されている。すなわち,これに先立って,オブロークを支払う義務を負い,ヴィチ単位で貨幣を納めなければならなかったオブローク部落からの貨幣による支払いが解除されて,耕地を耕作するよう命ぜられ,耕作可能な荒蕪地については,耕作されるべく貸与され,貨幣が徴収されていた荒蕪地については,収穫の 1/3, 1/4, そして最も劣悪な荒蕪地からは 1/5 の徴収を条件に耕作のため貸与されること,干草用の荒蕪地についても,刈り入れた干草の 1/2, あるい 64) (4) No 16

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -93-

は 1/3 の徴収を条件に貸与されることとなり、貨幣の徴収は廃止されることになったのである。 $^{65)}$

このような修道院側の措置は、どのようなことを意味していたのであろうか。 また、なぜ修道院はこのような措置を採ったのであろうか。

シチェーペトフは、修道院側の経営政策の変更であって、従来の固有の耕作地を設定せずにオブロークを課すという政策から、固有の耕作地の設定によって、農民負担を貨幣によるオブロークから賦役に切り換えたものであり、このような措置が採られたのは、1591年頃であると、と考えている。66)

最初の点について、シチェーペトフは、以前貨幣を支払っていたオブローク農民が、新しい耕地を、「閑田デシャチーナで新しい分与地」を、「新たに追加された耕地」を耕作し始め、森林を伐採し、「閑田を切り取っていった」と捉え、⁶⁷⁾かつてのオブローク農民のみが、「新しい耕地」での賦役に当たることになった、と解釈しているように思われる。この場合、修道院固有の耕作地というのは、「新しい耕地」だけということになる。が他方で、ベズニンの指示中に見える全ての対象が賦役を課せられた、と捉えているようにも受け取ることができる。実際に賦役の対象となった耕地は、帳簿の上で二種類あり、「修道院の古い耕地」あるいは「修道院の古いデシャチーナ」と「オブローク農民の耕作する新しい耕地」で、加えて、荒蕪地が収穫の一部を納入することを条件に農民に貸与されたのである。「新しい耕地」は、その一つでしかないし、全面的に賦役への移行が行われたわけでもない。

それでは、これらを全て新たに設定された「修道院固有の耕作地」といっていいのであろうか。問題は、①どのような耕地が賦役の対象とされたのか、それと関連して、②賦役に当たった農民は、どのような農民であったのか、③貨与された荒蕪地をどう捉えるのか、という三点にわたっているように思われる。①については、賦役の対象となった全耕地の確認、貸幣オブローク徴収の対象となっていた耕地と賦役の対象となった耕地との対応関係の確認等を行うことが必要であろう。ただ、オブローク帳簿には、確かに、前述のように、オブロー

^{65) (4)} No 19.

^{66) (25)} crp. 100.

^{67) (25)} crp. 101.

ク部落という表現が見られるが、このオブローク部落と、ミサイル・ベスニンの指示の中で言われているオブローク部落とが同一のものを指しているかどうかの判断はむずかしく、賦役の対象とされた耕地を具体的に確定するには、史料的に困難であると言わざるを得ない。②についても、史料中に賦役に関わった農民が具体的に言及されているわけではないので、確認することはむずかしい。③については、以前「プストーシニエ・ジェーニギ」を徴収されていた荒蕪地が、賦役への移行後、どのように扱われたのか、という点も検討されなければならないであろう。

後者については、どうだろうか。ミサイル・ベズニンの指示を示した後、当 該史料には、

古い耕地で、オブローク支払いの義務を負っていた部落で、今や修道院のために耕地が耕作された。耕作可能な荒蕪地は、収穫の一部支払いを条件に貸与されている。古い耕地で、オブローク耕地で、収穫の一部支払いを条件とするところで、どのような春蒔き穀物の種子が播かれ、干草用荒蕪地がどのように貸与されたかについては、正しく別々に帳簿が作成されている

という記述があり、続いて、断片的ではあるが、村毎の春蒔き穀物の播種量が記載されている。 $^{68)}$ 従って「 7099 年 $^{\Box}$ 月 10 日」は、ミサイル・ベズニンの指示が出された後で、かつ春蒔き穀物播種後ということになる。春蒔き穀物の播種後という点については、断片的に残っている史料の中から、比較的原形を留めているクリヤノヴォ村とズボヴォ村の播種量と、 1590 年 12 月 26 日付けで賄方ゲルマン・チェグロコフがミサイル・ベズニンに宛てた当該修道院の村々での播種用及び飼料用穀物量 69 とを比較することによっても確認できそうである。この場合、時期的に考えて、ライ麦については 1589 年度の 1590 年 8 月に播種された量を示し、春蒔き穀物については、どういう形で入手されたものであるのか、不明な点は残されるが、播種用に残されている在庫ということになるであろう。第 7 表を参照されたい。クリヤノヴォ村については、当初の予定より多少の変動があるが、新たに付け加えられた耕地を含んでいるためであろう。

^{68) [4]} No 19.

^{69) [3]} No 1.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -95-

ズボヴォ村についても、そう大きな変動はない。とすれば、「7099年□月 10 日」は、1591年の5月 10日または6月 10日ということになりそうである。

そこで、次にミサイル・ベズニンの指示の時期を推定するために、1589 年度 から 1591 年度の関係史料を比較してみよう。1589 年度にはオブロークの徴収が見られる。1590 年度にはオブロークの徴収も、穀物の収穫量についての記載も見られないが、春蒔き穀物の播種量については、前述のように、断片的には 残されている。1591 年度には春蒔き穀物の播種量、ライ麦の収穫量と播種量、干草の刈入れ量等の記載が見られる。 70 1590 年 12 月 26 日付の文書でライ麦の播種量が把握されている点、1589 年度のオブローク徴収が 1590 年 3 月 25 日に行われ、プストーシニエ・ジェーニギの徴収が 1590 年 4 月 20 日から 7 月 29 日にかけて行われているが、1590 年 3 月 25 日の記事中に「この荒蕪地からかれは以後 1 p ずつ支払うべし」《Авперед довати им оброк с тое пустощи по рублю ж.》 71 との記載がある点を考慮するならば、ミサイル・ベスニンの指示が出されたのは、1590 年 3 月 25 日より後で、同年のライ麦の播種時点よりも前ということになるのではないだろうか。そのため、本来ならば 1591 年に入って行われるオブロークの徴収が実施されなかったのではあるまいか。従って、1590

第7表 クリヤノヴォ村とズボヴォ村での燕麦・ジート・小麦・あさの播種量

(1591年)(単位、チェトヴェルチ)

1.1	-	~	ズニン	の指示	1590年12月30日付の播種予定量					
村	名	燕 麦	ジート	小 麦	あさ	燕麦	ジート	小 麦	あさ	
クリヤノ ガ ヴ リ	ヴォ村 ノ 村	} 160 +51	} 12+ 5	}5.75+□	} 3.25+□	100 80	10 10	25	1 5 1	
合	計	211	17	5.75+	3 25+□	180	20	4.5	2.5	
ズボウ	才村	117	2.5	4		150	10	3		

〔典拠〕 〔3〕 Nol と〔4〕 Nol9 より作成。

^{70) [3]} No 2~5.

^{71) (4)} *No* 18.

-96-

1986

年度の収穫物に対してはどのような措置が採られたのか、という問題は残されるとしても、ミサイル・ベズニンの指示が出されたのは、1590年の3月末から8月の間ということになる。

いずれにしろ、先に見たようなオブロークの徴収状況から判断する限り、修道院側としては、1581年頃からオブロークに代わる収入源を考慮しなければならない状況に追い込まれていたことは事実であろう。そこで修道院が採った措置が、従来の貨幣による徴収から、大部分は賦役へ、そして部分的には現物による徴収へという農民負担の在り方の変更であったということだろうか。が、依然としてオブローク徴収額の激減の原因は、耕地の荒廃による農民の疲弊という他ははっきりしない。また、後に見るように、貨幣による徴収は、先のベズニンの指示が出された後も、相変わらず続いているのである。とはいえ、農民の負担の在り方に大きな変更が加えられたことは明白である。

VII

このような変更を受けた後、オブローク帳簿に代わって「修道院の耕地」及び収穫の一部からの生産物の支払いを代償に農民に貸与された荒蕪地でのライ麦、春蒔き穀物の播種量、収穫量、打穀量を記載した帳簿が登場することになった。このような帳簿は、1590 年度~1593 年度、1598 年度、1599 年度について存在しており、1591 年度の帳簿は、春蒔き穀物の播種量、干草の刈り入れ量、ライ麦の収穫量、打穀量、播種量を、1592 年度のものは、春蒔き穀物の収穫量及び打穀量を、1593 年度のものは、春蒔き穀物の播種量、干草の刈り入れ量、ライ麦の収穫量、打穀量、播種量、春蒔き穀物の収穫量、打穀量を、1598 年度のものは、ライ麦の収穫量、打穀量、播種量と春蒔き穀物の収穫量、打穀量を、たれぞれ記録し、1599 年度のものは、春蒔き穀物の播種見積もり書となっている。720 本稿では、1590~1593 年度のものを利用したい。

なお、収穫・打穀帳簿は、当時行われていた三圃制において、同一耕圃での 播種・収穫量を示すものではない。各帳簿に示された播種・収穫を、春蒔き畑、

^{72) [3]} No 1~14.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -97-



〔典拠〕 〔3〕 No1, 2,5~7,10,11より作成。

[備考] 下線部について,★の位置,つまり最初にある場合は播種量,後にある場合は収穫量・打穀量が帳簿よりわかることを示している。

第1図 帳簿に示された播種・収穫の耕圃関係

冬蒔き畑, 休耕地の三つの耕圃に当てはめてみると, 第1図のような関係になっている。したがって、同一耕圃での播種量ないし収穫量の比較を行ったり、各耕圃間の播種量ないし収穫量の比較を行ったりすることはできない。

修道院に対する負担は、1592年頃からは、プリカース毎に記載されるようになっているが、当該プリカースの場合、ライ麦及び春蒔き穀物に関しては、9つある村のうち、8つの村で「古い耕地」《старая пашня》での耕作とされ、残るイエヴレヴォ村についてはオブローク農民の耕作する「新しい耕地」《новая пашня》、「新しい開墾地、追加された耕地」《новые розспаши, прибыльная пашня》という表現がされている。「新しい開墾地」であるから、オブローグに拠るものとなっているのであろうが、これは、前述のオブローク帳簿において、この村が最後までオブローク徴収の対象とされていたことと完全に符号する。とはいえ、耕地に関して貨幣による徴収が廃止された後も、「オブローク」という表現が使われていることは一見奇妙な印象を与える。「オブローク農民」ということに、別の意味が付与されているのであろうか。シチェーペトフに拠ると、「新しい耕地」の耕作を行うオブローク農民の場合は、修道院の種子を播いていた、ということである。73)しかしながら、これは、「新しい耕地」だけに当てはまるものではなかったのではあるまいか。収穫時の帳簿をみる限り、「古い耕地」でも播種用の種子が考慮されているのである。74)

農民に貸与された荒蕪地については、従来と同じく、耕地と草刈場として利用されるために貸与されているのであるが、収穫の1/3、1/4を納めることとさ

^{73) (25)} crp. 102.

^{74) (3)} No 1, 5, 10.

れ、どの荒蕪地で、誰が、何を、いくら播種したかが記録されて、修道院に送られていた。 75 、いずれにしろ、「古い耕地」、「新しい耕地」、貸与された荒蕪地での播種量は、いずれも修道院側で把握されていたのである。春蒔き穀物については、原則は、収穫の1/3、1/4であったが、折半という場合もあり、 76 一つの村で、1/3、1/2という場合も、 77 また、1/3、1/4、1/5、1/6という場合もあって、 78 一定しているという訳ではなかった。が、1593年度の収穫時には、1/4と一定の大きさに決められている。 79 ライ麦については、1591年度は1/3で、1593年度は1/4となっている。 80 傾向としては、収穫物に対する徴収分の割合は、減少の方向に向かっていたようである。

なお、農民に貸与された荒蕪地は、全ての村に存在しているのではなく、ウスペンスコエ村、シェスタコヴォ村、ベルコヴォ村、コンドラトヴォ村、レストヴィッツィノ村、ヴォルシノ村の6つの村内であり、ヴォルシノ村については、1591年度と1593年度の春蒔き穀物の播種時には、その記載がないものの、1593年度の収穫時には、収穫量が示されており、81)記載もれの場合があるように思われる。なお、収穫の一部を代償に荒蕪地を耕作する場合には、農民は自らの種子を播いた、ということである。82)

それでは、賦役ないし現物支払いへの移行は、農民の負担にどのような影響を与えたのであろうか。マニコーフが作成した基本的な穀物の16世紀の価格の

第8表 16世紀70~90年代のヴォロコラムスクにおけるライ麦及び燕麦の価格(1チェトヴェルチ当たりの価格をモスクワ・ジェーニガで表示)

		1571	1573	1574	1575	1576	1577	1579	1580	1581	1583	1584	1585	1587	1588	1589	1591	1592	1594	1598
ライ	麦	-	23	30	27	20	20	27	34	29	40	58	50	80	80	41	50	_	22	35
燕	麦	100	_	_	-	16	_	12		20	24	-	27	24	31	-	~	22	20	_

〔典拠〕 〔22〕crp. 104~111(第1表)より作成。

^{75) (3)} No 7, 10, 11

^{76) [3]} No 2.

^{77) [3]} No. 2.

^{78) [3]} No 7.

^{79) (3)} No 11.

^{80) (3)} No 5, 10.

^{81) [3]} No 2, 7, 11

^{82) (25)} crp. 102.

16世紀末イォンフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -99-

第9-1表 「修道院の耕地」、農民への貸与地及び荒蕪地でのライ麦及び燕麦の播種量及 び打穀量

					159)2年			
村	落 名		<u> </u>	の 耕:	————— 地」	農	民への	の貸与	地
กับ	落 名	ラ	イ 麦	燕	麦	ラ・	イ 麦	燕	麦
		打穀量①	播種量①	播種量	打穀量	打穀量	播種量②	播種量	打穀量
ウスベ	ンスコエ	寸 187 5	67.5	85.5		40	13.5	39 25	
ラ グ	チノ	寸 107	34 25	44 . 25					
ボロノ	バノヴォ	寸 185	60 5	81 5			ł		
シェス	. タコヴォ:	寸 193 5	78	130 - 25		42	5	14.5	
ベル	コヴォ	寸 110	93 5	140 25		20.5	15 125	24+1/6	
コンド	`ラトヴォ;	寸 285	90 5	170		18	5.5	9+1/6	
レスト	ヴィツィノ	寸 90	55.25	7125		26	9.5	23+5/8	
ヴォ	ルシノ	139 5	41 5	58		6.5	1 625		
イェ・	ヴレヴォ	寸 150	54 25	65.5				}	
合	計(3 1,447 5	575.25	846 5		153	50 25	110.75	

第9-2表 「修道院の耕地」、農民への貸与地及び荒蕪地でのライ麦及び燕麦の播種量及 び打穀量(つづき)

														159	3年											
4.4	***				「他	§ ;	道	院	の	耖	ţ ţ	也」					農	民	^	. 0	כ	貸	与	地		
村	落	名	-	j	_	ſ	麦	4	17	熊			麦	5		ラ	,	1	- 麦	5		燕		-	3	S F
			播	種	î	打	榖	虚	播	種	量	打	榖	量	播	種	盘	打	榖	量	播	種	量	打	榖	盘
ウス・	ペンスコ	エ村											131	25									_	52	?	
ラク	" チ 丿	村											93													
ボロ	バノヴェ	* 村											120													
シェ >	スタコヴ	* 村											180											33	3	
ベル	コヴォ	村											270											76	6	
コン	ドラトヴ	* 村											195											27	7	-
レスト	・ヴィフィ	ノ村											175											54	1.2	5
ヴォ	ルシノ	村											126											18	3	
1 エ	ヴレヴ	* 村											160													
合		#										1,	15 0 -	25										260). 2	5

-100-香川大学経済学部 研究年報 26 1986

第9-3表 「修道院の耕地」、農民への貸与地及び荒蕪地でのライ麦及び燕麦の播種量及 び打穀量(つづき)

0 33/19	(里 () -	-/		15	94			
		道 院	の耕り	-		民への) 貸 与	地
村落名		一 麦	燕	麦		/ 麦	燕	
	打穀量	播種量	播種量	打穀量	打穀量	播種量	播種量	打穀量
ウスペンスコエ村 ノーヴォエ部落 スドニコヴォ部落	} 167 5	} 70	72 28 6	112.5	35	15 375	20 75	30
小計	130	70	106	112 5	35	15 375	20.75	30
ラグチノ村	- 60	40	45 5	70				
リュバチノ部落 春 ま き 耕 圃	3	4 25	14 2 5					
小 計	63	44 25	62	70				
ボ ロ バ ノ ヴ ォ 村 ノー ヴォエ 部落 オクロ ヴォ 部落	} 81 5 7	} 54 5 3 25	73 13.5 6	118 5				
小 計	88.5	57 75	93.5	118.5				
シェスタコヴォ村 荒蕪地ザポリツァ	} 187 75	80	126	165	13	4	13	21
小 計	187.75	80	126	165	13	4	13	21
ベ ル コ ヴ ォ 村 荒蕪地ボルトニコヴォ 荒 蕪 地 ユ レ チ キ ノ	} 146	99.5	98	200	18		36 25	60
荒蕪地セリヴァノヴォ			20	-			:	
荒蕪地ニキトキノ			20					
荒蕪地ヴォロトヴォ プリスタニノ 部落		2	12					
ゴルキ部落		2.5						
小 計	146	104 75	150	200	18		36 25	60
コンドラトヴォ村	153)	61	137 5	20	7.5④	8 125	13
村内の荒蕪地荒蕪地ラメニエ	30	96 5	22					
荒蕪地ボルメレヴォ			25					
荒蕪地ヤドレエヴォ			15					
トカノヴォ部落			5					
ポチノク部落			5					
荒蕪地フェフェロヴォ			7		l			

- 10世紀末年オンフォ・ソオロコフム人キー修订院領における農民賃担 ― 」	ラムスキー修道院領における農民負担 -101-
--	-------------------------

小	計	183	96.5	140.5	137 5	20	7.5	8.125	13
	ィツィノ村 ュルコヴォ	} 95.75	} 47	70 15	75	30	8	28 .25	31 5
荒 蕪 地	ラスコヴォ オ シ ン キ 荒 蕪 地		8 5 1 5						
小	<u></u>	95.75	57	85	75	30	8	28 25	31 5
ヴォル ジェチノ	シ ノ 村 エの耕地	} 63.5	} 45	66	73 125	5	2.75		11
小	計	63.5	45	66	73 125	5	2.75		11 .
イェヴレ	ノヴォ村	131	68	77	112 5				
合	計	1,126	623 25	906 5	1.064 125	121	37 625	106.625	166 5

〔典拠〕 〔3〕 No5~7, 10, 11 より作成。

〔備考〕 ①単位は、いずれもチェトヴェルチである。

- ②「農民への貸与地」での播種量については、農民が播種した穀物のうち修道院の取り分となる数値であり、農民が実際に播種している量は、この数値の3倍以上である。
- ③合計欄の数値は、実際に合計した場合と異なっているものもあるが、史料中に記されている数値を表にはそのまま掲載している。
- ④これは、コントラトヴォ村で収穫されながら、ベルコフスカヤ・ヴォロスチから修道院に納入される ライ麦とされている。

変動表によると、ヴォロコラムスクでは、ライ麦の価格に関して 1583 年頃から価格の上昇傾向が見られ、1587 年、1588 年頃に 1 チェトヴェルチ当たり 80 1594 年 は 22 1594 年 は 22 と下降傾向を示した後、1598 年には 35 と上昇している(第 8 表参照)。83 修道院としては、ライ麦の価格が高い時にオブロークから賦役への移行を考えていたようであるが、実際には移行後価格は下がることになった。

当該プリカースの場合、「古い耕地」及び「新しい耕地」を併せた「修道院の 耕地」と農民への貸与地でのライ麦と燕麦の播種量・打穀量とを示した第9表 とマニコーフの作成した穀物価格の変動表からの抜粋である第8表によって、 「修道院の耕地」で収穫されて、修道院に入ったライ麦と燕麦を貨幣に換算し

^{83) [22]} cip 104~111参照。マニコーフは、燕麦とライ麦に止まらず、またヴォロコラム スクだけでなく、各種の穀物その他についても、ロシア各地の価格を表にまとめている。

てみると、1594年には、ライ麦の場合、打穀量が1.126チェトヴェルチなので、 22 倍すると 24,772 д となる。つまり、123 p. 28a 4д である。燕麦の場合、 打穀量が1.064.125 チェトヴェルチなので、20 倍すると、21,282.5点で、106 р. 13a. 4.5д. となる。合計すると, 230p. 9a. 0.5д. である。これ以外の穀物 の納入をも考慮すると、これ以上の収入に相当することになるが、この二つの 穀物の貨幣換算額だけで、1589年のオブロークによる収入額の約6倍となる。 修道院が正確に播種量を把握していることを考慮して、播種用の種子を農民に 提供していると考えた場合には、⁸⁴⁾播種用の種子を除いた残りが、ライ麦につ いては約1/2 強なので、61.5p 14a 2a 以上となり、燕麦については約1/3 強 なので、35p. 15a. 4g. 以上となる。合計すると、96.5p. 30a. 以上である。こ れだけで、約25倍となる。が、「修道院の耕地」、とりわけ「古い耕地」から の収入が、修道院領での貨幣オブロークが廃止され、賦役に移行される前にど のような形態を採り、どの程度であったのか、という点が確認されない限り、 ここでの比較は全く意味のないものとなってしまう。が、ライ麦価格の下落に もかかわらず、「修道院の耕地」の賦役への移行が、修道院にとっては有利な結 果を生み出したということは明らかであろう。

そこで、次に、貨幣徴収から賦役への移行によっても、その耕地面積がほとんど変化しなかったであろう、イエヴレヴォ村を採り上げて、検討し、そこで試算される数値を元に、もう一度「古い耕地」での問題に戻ることにしたい。

オブローク農民の場合,前述のように、修道院の種子を播いていたということなので、1593年度については、オブローク農民(イエヴレヴォ村の農民)から 131 チェトヴェルチのライ麦が徴収され、68 チェトヴェルチのライ麦が播種にまわされているから、63 チェトヴェルチが修道院側の純粋の取り分であると考えると、63 を 22 倍して 1,386 となり、6p 31a である。燕麦は 112.5 チェトヴェルチが徴収されているが、播種量が記載されていないので、1592年度と同じ割合で播種されると仮定すると、約 58 チェトヴェルチの燕麦が修道院の手元に残されることになる。これを 20 倍して、1,160 となり、5p 26a 4a で、

⁸⁴⁾ すでに述べたように、この点については、その可能性が高い。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -103-

先のライ麦の分と併せると、12p 24a 2a である。これは、1589 年度の当村の貨幣オブローク 15p 14a 4a と比較する時、他の穀物収入も考慮しなければならないとしても、負担は若干軽くなっているような印象を与える。穀物価格が低下した時期だけに、結果的には、オブローク農民にとっては、賦役への移行は有利であったとも考えられるが、修道院への隷属が強くなることを考慮すれば、この判断はむずかしいところである。

次に、イエヴレヴォ村の1592年以降のヴィチ数18を基礎に、異なる耕圃で の播種量であるが、1592年と1594年の燕麦及びライ麦の播種量の平均を求め、 1ヴィチ当たりのそれぞれの播種量を試算すると、それぞれ約4チェトヴェル チと約3.4チェトヴェルチとなる。この数値を、「古い耕地」に関係する村の 1592年と1594年の燕麦及びライ麦の播種量に適用して、ヴィチ数を試算する と, 燕麦の播種量から出てくる数値も, ライ麦の播種量から出てくる数値も, それぞれについては年による変動はそう大きくないが、相互の数値には、村に よって幅があるとはいえ,かなりのズレが見られる。*5) しかも,この数値を 1569 年の時点での各村の耕地面積及び閑田面積をヴィチ数に換算した数値(ここで は、チェトヴェルチ数が示されているので、普通の場合は 16 で除し、「中質耕 地」の場合には 14 で除した数値)⁸⁶⁾ と比較すると、当然のことながら、一般的 には後者の方が大きくなる。が、コンドラトヴォ村のように、逆の場合も出て くる。そこで、算出された数値を、かつてオブロークが徴収されていた時の各 村のヴィチ数(これは、後述する修道院による貸付に伴う返済の際に基準とさ れる各村のヴィチ数ともほぼ一致する)と比較してみると、この場合には、逆 に、「古い耕地」でのヴィチ数の方が大きくなる。「古い耕地」が、かつてオブ

⁸⁵⁾ 各村のヴィチ数は第 11 表に示したようになっている。また、同一耕圃でのライ麦と燕麦の播種量を示している[3] $N_{\underline{O}}$ 5 と $N_{\underline{O}}$ 7 をもとに本文のような計算を行うと、次のようになる。単位はヴィチである。

ウスペンスコエ村 11.9 22.25

シェスタコヴォ村 4.4 13.25

ベルコヴォ村 13_4 33_25

コンドラトヴォ村 4.9 7.1

レストヴィツィノ村 8.4 25.25

⁸⁶⁾ この点については、〔17〕 [24〕 を参照されたい。

-104-

1986

ロークを徴収されていた耕地には止まらないことを示唆しているのであろうか。

では、農民に貸与された荒蕪地は、かつて「プストーシニエ・ジェーニギ」を徴収されていた荒蕪地なのであろうか。「プストーシニエ・ジェーニギ」の徴収に当たっては、通常徴収額のみが記録されるに止まり、例外的にヴィチ数が記載されていたり、荒蕪地名が記載されているだけなので、相互の関連を確認することはむずかしい。が、常識的に考えて、これまでオブロークないし「プストーシニエ・ジェーニギ」等の貨幣支払いを代償に貸し出されていた荒蕪地が、収穫の一部を納入することを代償に貸与されるようになったものと判断してよいであろう。

第9表中の農民に貸与された荒蕪地での修道院側の取り分となる燕麦とライ麦の播種量及び修道院側が徴収する打穀量と第8表とを参考に、1594年の修道院の徴収分について、燕麦とライ麦を貨幣額に換算してみると、燕麦は16p. 21 a. 4π ライ麦は 13 p. 10 a. 2π となり、合計すると、29 p. 32 a である。この金額は、先に触れた「プストーシニエ・ジェーニギ」の $1587 \sim 89$ 年度の徴収額(18 p. 31 a. 3π ., 22 p. 21 a. 3π ., 21 p. 5 a.)と比較して、かなり増加したものとなっている。 1589年の「プストーシニエ・ジェーニギ」に、明らかに荒蕪地の貸与によるオブローク収入とわかる貨幣額 2 p. を加えても、87 p 23 p. 5 a. で、増加していることに変わりがないが、ライ麦価格が 1587年、1588年当時のものであれば、4倍近く徴収しているということになるであろう。が、逆に農民側からすれば、9 r 大変価格の下落を考慮した場合、貨幣での支払いよりは有利であったとも考えられる。

このように、賦役ないし現物支払いへの移行に限ってみた場合には、修道院側にとって確かに収入の増加をもたらし、農民の修道院への従属度をも強める結果になったであろうが、穀物価格の下落という状況の中では、必ずしも農民側に不利な影響ばかりをもたらしたとも言い切れない側面を持っているように思われる。

⁸⁷⁾ この点については、先に述べた通りであるが、具体的には第6表の⑧、⑨の部分である。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -105-

VIII

だが、農民の修道院に対する負担は、以上に止まるものではなかった。羊の毛皮に代わるものとして、1 ヴィチ当たり 3 風の貨幣が、あるいは、糸の代納金とセットにされて1 ヴィチ当たり 8 風の貨幣が、貨幣オブロークと並んで、農民から徴収されていた。これは、1573 年度、1574 年度、1579 年度のオブローク帳簿の中に記載があるもので、88 それ以降については、不明である。

また、先に触れたように、1590 年頃の貨幣オブロークから賦役ないし現物支払いへの移行によって、農民は貨幣オブロークから完全に自由になったかというと、そうではなかった。これは、耕地及び荒蕪地に関係する場合に限られたものであった。1595 年 1 月 6 日の修道院長ヴァシアンの同意と修道院内修道士 coбopные crapusi の助言に基づく修道士ミサイル・ベズニンの決定 89)を見ると、ミサイルは、賦役ないし現物支払いへの移行後も、修道院のかつてのオブローク徴収に代えて、農民達から、それまでかれらが毎年、年に三度、すなわち聖母就寝祭(8 月 15 日)には羊の代わりに、聖母祭(10 月 1 日)にはバターの代わりに、主の降誕祭(12 月 25 日)には去勢豚の代わりに、1 ヴィチにつき年間合計して 1 p ずつ提供していたものを、依然として徴収していたのである。この貨幣徴収の実態については、刊行されたオブローク帳簿集の中に記載がないため、判断できないが、当該修道院領内の農民がこのような負担を負っていたことは、明らかであろう。

そして、1595年のこの決定によって、1 ヴィチにつき 1p ずつという貨幣徴収が廃止され、それに代わって、以前農民が修道院に提供していたように、1 ヴィチにつき 1/4 p ずつの貨幣、1 チェトヴェルチずつの麦芽、1/2 チェトヴェルチ(1 オスミナ)ずつの小麦、そして 1/4 チェトヴェルチ(1/2 オスミナ)ずつのあさを、農民に課したのである。農民は、麦芽、小麦そしてあさを聖母祭に、1 ヴィチにつき 1/4 p の貨幣を主の降誕祭に提供しなければならなかった。

^{88) [4]} No 1~3.

^{89) [4]} No 29.

これは、1595年の聖母祭と主の降誕祭にまず行われなければならないものとされ、以後農民は毎年以上のことを為さなければならないだけでなく、すべてのものを自分の荷車で運ばなければならないということになったのである。しかも、農民に対しては、最上等の麦芽、小麦、あさの提供が義務づけられ、そうでない場合には、1 チェトヴェルチの麦芽の代わりに 2r.、1/2 チェトヴェルチの小麦の代わりに 5 a.、1/4 チェトヴェルチのあさの代わりに 2 a の貨幣が徴収されることになったのである。なお、修道院のためにこれ以上のいかなるオブロークも徴収してはならない、とされている。ただ、残念なことに、この負担分の徴収についても具体的に示している史料については、未見である。

また、前述のベズニンの決定の中にも触れられているが、ベズニンは農民に 対して,「家畜の子」《животинной приплод》用に1ヴィチにつき 3p. ずつ貸与し, カバラーを取っていた。これは、シチェーペトフによると、牛用に2pを充て、 1ヴィチに 4 頭の牛で、1 頭当たり 0.5p ずつ、5 頭の雌羊用に 0.5p を充て、 1頭当たり 1r ずつ、5頭の豚用にも 0.5p を充て、1頭当たり 1r ずつで、 一年間貸与され、農民は、この修道院の金で、「一年間自分のために商売を行っ たり、家畜を購入したり、あらゆる小営業を行う」ことができるというもので、 一年たつと、借金して「一年間修道院の外で生活した」農民は、4頭の牛に対 しては1プードのバターを、あるいはその代わりに 17a 4a を、5頭の雌羊に 対して1頭の去勢豚を、あるいはその代わりに11a を、5頭の豚に対して1頭 の雄羊を,あるいはその代わりに 4a 4g を返済しなければならなかった。90) その際の返済期日は、やはり年3回で、雄羊分は聖母就寝祭(8月15日)、バ ター分は聖母祭(10月1日),去勢豚分は主の降誕祭(12月25日)であった。 ただ、金銭の貸与がなされたのは、信用することのできる、馬や牛、あるいは、 大きくなくとも家畜を持ち,1ヴィチに3ないし4チェトヴェルチのライ麦を 播種している人々であった。91)

事実, 1591 年度以降の帳簿の中に,「雄羊代納金」,「バター代納金」,「去勢豚

^{90) [25]} crp. 103.

^{91) [25]} crp. 104.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -107-

代納金」の徴収に関する記録が登場している。⁹²⁾ それらの徴収に当たっては、各村のヴィチ数が基本となっており、個人単位とはなっていない。しかも、1592年の徴収以降、各村のヴィチ数に変化がなく、それ以前にオブローク徴収に際して示されていた各村のヴィチ数とも、基準となる単位を設定する際の合体を考慮した場合、変化がないと言える。しかしながら、「家畜の子」用に金銭を貸与された農民のみが徴収の対象となっていることは明らかで、各村のヴィチ数が挙げられているからといって、全村に関係しているわけではなかった。

4-4	st2:	E			1592		1593					
村	落	名	雄羊代納	金①	バター代納金①	去勢豚代納金①	雄羊代納金	バター代納金	去勢豚代納金			
ウスペ	・ソス	コエ村	3p 18a	2д.	13p 14a 1 5д	8p 12a	3р 18а 1 5д	13р 14а 1.5д (5)	8p 12a			
シェス	(タコ	ヴォ村	2p 13a.	3д	9р 3а 2д	5р 22a 1д	2р.13а 3д	9р 3a 15д6	5р. 22a 1 _д .			
ベル	コウ	* * 村	2p. 5a		8р. 4а 1 5д.	5p 2a	2р. 3а 4.5д.	7р.30a 15д.(Д)	4p 32a 2д 🧐			
a ,	ルキ	部 落					3					
コンド	ラト	ヴォ村	2p 30a	1д	10р 24а.2.5д	6р 28а 1 5д.	2p.30a 1₄	10р 33a 15д®)	6р 28а 1 5д			
フィ	ラトウ	ブォ部落			2							
レスト	ヴィン	フィノ村	2p 24a	2₫	10р 11а 1д	6р.14а 3 _д	2р. 23а 5. 5д. ④	10р 9a 4 5д.	6р 13а 3 5д			
イエリ	ヴレ	ヴォ村	2p.17a		9p 18a	5р 31a. 5д.	2р.17а 2д	9p 18a	5р 31а 1д			
合		āt	16p 8a	2д	61р. 8а 4 5д.	38р.10а 4.5д.	16р 6а 5 5д	61р 8a 4 5д	38р 6a.2.5 _д .			

第10表 雄羊代納金・バター代納金・去勢豚代納金の徴収額

〔典拠〕 (4) No21, 22, 24~26, 28より作成

- [備考] ① 1 ヴィチ当たり,雄羊代納金は $5a_1-2_1=28_1$, バター代納金は $18a_1-2_1=106_1$, 去勢豚代納金は $11a_1=66_1$ ずつ徴収された。
 - ②この部落の0 5ヴィチからの8a.5μ は未納となっている。
 - ③この部落の1/4ヴィチからのイヴァシコ・チモフェーエフの分la la は未徴収。
 - ④この貨幣支払いには、レストヴィソィノ村のセメン・チモフェーエフ、リトヴィノヴォ村に属すゾレヴォ部落のセンコ・ヤコヴレフ、ヴォルシノ村に属すベルシノ部落のチモフェイ・アンドレーエフが当っている。
 - ⑤この支払いには、ウスペンスコエ村のイグナート・ヴァンリエフ、同村に属すザルビノ部落のペルヴーシャ・グリコリエフ、バラバノヴォ村のカルブ・イリインが当たっている。
 - ⑥この支払いには、シェスタコヴォ村に属すトンコフスカヤ部落のラヴルシカ・チモフェエフとモスク ワ「郡」にあるグビナ部落のマチュシャ・チホノフが当たっている。
 - ⑦ベルコフスカヤ・ヴォロスチのリトヴィノヴォ村に属しているブリスタニノ部落のカルボヴォの1/6 ヴィチ及びゴルキ部落のイワノヴォの1/4ヴィチからは、合計7a 2.5μ が未徴収であった。
 - ⑧この支払いには、コンドラトヴォ村に属すゴリソィ部落のイヴァンカ・フォミンとイワノフスコエ・ クトッゾヴォ村のヴァスカ・アファナシエフが当たっている。
 - ⑨荒廃している1/4ヴィチからの2a 4a +ポルシカが未徴収である。

^{92) [4]} No 21, 22, 24~26, 28.

「雄羊代納金」については 1591 年度と 1593 年度の帳簿**)が,「バター代納金」については 1592 年度と 1594 年度の帳簿**)が,「去勢豚代納金」についても 1592 年度と 1594 年度の帳簿**)が,それぞれ存在しているが,1592 年と 1594 年に徴収されたものであり,それぞれ同じ時期に貸付られたものの徴収に関わっていると思われる。*6)いずれの徴収も,プリカース毎に,村の(恐らくは村に属す部落をも含んだヴォロスチの)ヴィチ数と 1 ヴィチ当たりの徴収額を示した後で,その村での徴収額を記載し,最後にプリカース全体での徴収額が合計されるという形式を採っている(第 10 表参照)。誰が納入したかが記載されている場合もある。先に述べたように,全村に関わるものではなく,個々の農民の負債ではあるが,年間合計するとかなりの額に達しており,ヴィチ単位での徴収で,しかもかつてのオブローク徴収の際の各ヴォロスチのヴィチ数にほぼ等しくなっている点が気がかりではある。

刊行された経営文書の中には収載されていない史料を利用しているシチェーペトフによると、このような農民への貸付が始められたのは、1591 年からであるという。 $^{97)}$ 確かに、貸付金の徴収が記録され始めるのが、1592 年 7 月 30 日付の文書からであるから、そのように考えることができる。また、この貸付けは強制的な性格を帯びていたとのことである。 $^{98)}$ いずれにしろ、 $1590\sim91$ 年頃は、当該修道院の財政政策の上で大きな転換の時期であったと思われる。

農民が修道院から徴収されていたものには、その他「フレーブニエ・ジェーニギ」《хлебные деньги》,「センニエ・ジェーニギ」《сенные деньги》,「ソロムニエ・ジェーニギ」《соломные деньги》,「ドロヴェニエ・ジェーニギ」《дровеные деньги》 といわれるものがあったが,1591/92 年 の ベズニン の覚書の中で,先に述べた「家畜の子」の総額と共に、金額が記載されているだけで,そ

^{93) (4)} No 21, 25.

^{94) [4]} *No* 22, 26.

^{95) (4)} No 24, 28.

⁹⁶⁾ これは、徴収の時期が8月15日、10月1日、12月25日と、先に述べたように、異なる会計年度になるため、二つの年度に一応区別されるとしても、ここに指摘したように捉えるべきであろう。

^{97) (25)} crp. 103.

^{98) (25)} crp. 104.

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -109-

の詳細については、わからない。⁹⁹⁾ が、1591/92年というベズニンの指示が出た後においても、さまざまな名目の下で農民からの貨幣徴収が修道院によって行われていたことを示唆するものではある。また、修道院は、農民に対して、それを必要とする場合、春蒔穀物、主として燕麦とジート жито の種子を貸与していた。¹⁰⁰⁾ が、これは、農民の修道院への従属を示すものではあっても、修道院に対する農民の負担というものではない。

なお、『封建的土地所有及び経済文書集』第2巻中にも、修道院の現地における行政担当者に対する農民の負担に触れているものがある。¹⁰¹⁾ これは、ミサイル・ベズニンの時代に、当該修道院の所領内の全ての村々に宛てて出された指示状のうち、1591年9月9日付のボラシコヴォ村の農民に宛てられたものである。これによると、当村の農民は、修道院が派遣したプリカースチクとクリューチニクに対して、以下のような負担を負っていた。

プリカースチクには、当村に着任の際に1戸当たり $1_{\rm A}$ ずつ(クリューチニクについても同様の額)、祭日の際の負担として同じく1戸当たり主の降誕祭、復活祭そしてペテロの祭日にそれぞれ $3_{\rm A}$ ずつ (クリューチニクには $1_{\rm A}$ ずつ)、また、1 ヴィチ当たりライ麦とジートをそれぞれ1 オスミナずつ、燕麦を1 チェトヴェルチずつ、さらに、羊毛の代わりに、雌鶏の代わりにそしてバターの代わりにそれぞれ $2_{\rm A}$ ずつ、復活祭に「宣誓者 целовальник」に支払う税を $2_{\rm A}$ ずつ(クリューチニクには、その半分ずつ)を支払わなければならなかった。合計すると、年間1戸当たり $14_{\rm A}$ 、1 ヴィチ当たり $12_{\rm A}$ と現物支払いを課せられていることになる。1戸が平均 1/3 ヴィチとして、102 1 ヴィチには、3戸ということになるから、全ての負担を1 ヴィチ当たりに換算すると、貨幣支払いだけで、 $54_{\rm A}$ 、,すなわち 1 2 となる。かなりの負担である。その上、当村の

^{99) [4]} No 20.

^{100) (4)} No 7.

^{101) [1]} No 391

¹⁰²⁾ 当時の農民の保有地は、1 ヴィチに満たない零細なもので、1/4、1/3、1/8、1/6 ヴィチというものが多かった(〔25〕 cip. 98参照)。確かに、帳簿中に未納という形で現れる農民保有地の大きさは、平均して 1/4 ヴィチ(〔4〕 $N_{\underline{O}}$ 10)という場合、1/4、1/2、1/3 ヴィチ(〔4〕 $N_{\underline{O}}$ 15)という場合など、零細である。ここでは、1/3 ヴィチとして計算したが、実際にはより小さな数値で同じような計算をしなければならないかもしれない。

-110-

1986

農民は、プリカースに対して、裁判の折、馬の売買の折、建物の売却の折、婚姻の折にもそれぞれ一定の貨幣を支払ったり、何がしかのものを渡さなければならなかったのである。

以上の農民負担は、修道院の金庫ないし穀物倉に納入されなかったために、 修道院の帳簿には記載されなかったのかもしれない。このような事情を考慮す ると、修道院の帳簿には記載されていないが、実際には農民が修道院関係者に 負担していたものが他にも存在していたという可能性もあるように思われる。 この点についても、今後の検討が必要であろう。

IX

以上,農民の国家に対する負担と修道院に対する負担とを個々に検討してきたが,それでは,農民は,一年を通して,どれだけの負担を負っていたのであろうか。

この点は、国家に対する負担が農民全体に関わるものであるのに対して、修道院への負担の場合には、必ずしも農民全体に関わるものばかりでなく、個々の農民によってその関わり方が異なっている場合があるという点で、極めて判断のむずかしい問題を抱えている。例えばオブロークの場合、オブローク村ないしオブローク部落については、村ないし部落全体に関わるものであっただろうが、それ以外の村ないし部落の場合には、個々の農民がオブロークに関わっているのであって、村民ないし部落民全体が関わっている訳ではない。オブロークの場合、確かに村単位のヴィチ数が示されてオブロークの徴収が行われている場合もあるが、部落単位でヴィチ数が示され、個々の農民名が明記されている場合にも出会うことがある。また、オブロークの所で扱った「プストーシニエ・ジェーニギ」の場合、これが徴収された結果修道院に運ばれてきた時には、金額と運んできた人物名が示されているが、徴収の際には、個々の農民名が明示されている。「ゼムレニエ・ジェーニギ」については、はっきりと、「トリフォン(当時プリカースIIIの管理者)は、自己のプリカース内の全村で、必要とする農民にゼムレニエ・ジェーニギ 10p 23a 2a を貸与した」と記載されている

16 世紀末イォンフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 *-111-*事例がある。¹⁰³⁾

しかも、1581年度以降については、オブロークの徴収が全村単位になっているのは、イエヴレヴォ村以外では、イワノフスコエ・クトゥゾヴォ村だけであり、この村も1589年度のオブローク徴収に際しては、対象となってはいない。同年度の場合は、「プストーシニエ・ジェーニギ」、「ゼムレニエ・ジェーニギ」、「トラヴェニエ・ジェーニギ」の方がオブロークと明記されたものよりも多く徴収されているのである。

したがって、修道院の帳簿に記載された金額から一律に農民負担の軽重を量ることは、誤りであろう。しかしながら、これまで述べてきたことから、当該修道院領における農民負担の一般的な傾向を指摘することは可能であろうし、その結果どのような影響を農民に及ぼすことになったのかを、さらに検討することも、史料的には一部可能である。そこで、まず、当該修道院領の農民負担の一般的な傾向を、まとめてみよう。

農民に対する修道院側の対応が大きく変化したのは、1590年前後であったと思われる。それまで、農民が修道院に対して負っていた負担は、オブロークに代表される貨幣納入であったが、この頃から、農民は貨幣による負担に若干の軽減をみるものの、オブロークに代わる賦役と一部現物支払いを負うことになった。さらに、耕地の荒廃に伴う貧困化のために、金銭ないし穀物の種子を修道院から借りなければならないという状況に陥り、そのために一層修道院への従属を強めざるをえなくなった。

1594年10月21日から1595年3月15日にかけてのミサイル・ベズニンの覚書¹⁰⁴⁾を読むと、

1594年10月21日に、国から派遣されて、アンドレイ・ヤコヴレヴィチ・イズマイロフと副書記カザリン・ペトロフが、かつての賄方アントン・ロポチンスキーの虚偽の訴えによって、修道院の事情調査のために、アントンを伴って、イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院にやってきた。アンドレイが修道院に滞在している時に、このアントンの教唆によって、修道

^{103) (4)} No 12.

^{104) (4)} No 27.

-112-

院領の農民が修道院のブリカースチクや所領管理人のいうことを聞かず, 穀物を打穀して、修道院に運んだり、麦芽を栽培したり、ダーニを修道院 に提供するということをしなくなり始めた。そこで、ミサイル・ベズニン、 賄方、出納掛、修道院内の修道士達が、このことについてアンドレイとカ ザリンに話し、かれらは、農民に対して修道院の仕事を行うように命じた。 そして、農民が従わなかったが故に、かれらを鎮圧し、罰金を徴収するよ うに、命じた。アンドレイとカザリンが修道院から出ても、修道院の農民 は、ますますこれに従わず、プリカースチクや所領管理人を殴り始め、修 道院の仕事をせず、貨幣オブロークを支払わず、違反を続け、修道院の禁 止されていた森林を伐採し始めた。ミサイルはこのため、農民に鎮まるよ うに命令した。が、生計の立つ農民までが盗みを働き、農民に盗みを働く よう教唆したので、ミサイルは、かれらから罰金を徴収するよう命じた。 そのため、農民は、盗みを働くことを止め、全てのことについて従い始め た

という記述がある。そのあとに、罰金を徴収された農民の名前が列挙されている。罰金の徴収は、1595年2月5日から3月15日にかけて行われ、17名から、ほとんどの場合5p. ずつ徴収され、当該プリカース関係では、ウスペンスコエ村の3名が徴収されている。トーンキー・ガヴリーロフは、トゥロヴォ村に住んでいて、ぶどう酒を購入して、飲んだというので、例外的に高額の50p.を徴収されている。その他、罰金を徴収された農民の属していたところはブイゴロド村(2名)、オトチンチェヴォ村(4名)、マモンノ村(2名)、コジモジェミヤンスコエ村(2名)、ズボォヴォ村(3名)であった。ルザ「郡」とヴォロク「郡」に集中しているとはいえ、全プリカースにわたっており、その規模の大きさを推察することができる。

では、何の事情調査のためにアンドレイとカザリンが派遣されたのか。また、かれらが修道院に到着した後の農民騒擾の原因は何であったのだろうか。領主の負担に発するものであったのか、それとも、国税に対するものであったのか。負担に原因があるのではなく、他の何らかの原因によるものであったのだろうか。このベズニンの覚書の中では全くその理由が示されておらず、単に、虚偽

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -113-

第11表 プリカース V でのヴィチ数の変化

村		名	1573	1575	1579	1581	1587	1589	1591	1592	1593	1594
ウスペ	ンスコ	r. H	9+1/4	10+1/3	23+1/3))))
	ポヴォ			2	2			ļ				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				"		3		$\frac{1}{25+1/3}$	25+1/3	$\frac{1}{25+1/3}$	25+1/3
ラグ	チノ	村	4		!							
ボロバ	ノヴ	* 村	10)	J)	J
シェス	タコヴ	ォ村	16±1/3		17				1	1))
グルヒ	ノヴォ	部落	2	2	2	2			17+1/6	17+16	17 : 1/6	15 1/6
	ネヴォ		ł		2	2	2		1741/0	11 + 10	17 + 1/0	17+1/6
ロス:	ポピノ	部落				1/4) 	J))
ベル:	ョヴ:	* 村	10-1/4	10					15 ± 1/2	15 ± 1/2	15+1/3	15 1/2
	トヴァ								∫ 15±1/5	15-1/5	15 + 1/3	∫ 10±1/3.
リトヴィ	ノヴォ	村①										
コンド	ラトヴ	壮村	13-1/3	12	12+1/4)	j) ,))
	トヴォ								20+3/4	20+3/4	20+3/4	20+3/4
イワノ	フスコ	エ村			6-1/4	8	8 5		J	J)	<u> </u>
レストウ	ブイツィ	ノ村	8 5	7 5	12+1/4				})))
ヴォノ				5.5					19 5	19 5	19_5	19 5
クジャ					1+5/6				13 0	15 0	15-0	
アヴド				3	15 05)	'	,)
リトヴィ		-			15 25	0.75 ④						
			1/3 ③									
イエヴ	レヴ	* 村	7+4	7	14.25+4	16+4	17+4	14 25+4 75	18	18	18	18
合		計	83 75	59+1/3	92+2/3	32.25	34.5	19	116+1/12	116+1/12	116+1/12	116+1/12

〔典拠〕 〔4〕 No 1~4, 10, 18, 21, 22, 24~26, 28より作成。

- ①リトヴィノヴォ村の部落のうちルザ「郡」に属している部分である。
- ②リトヴィノヴォ村とリトヴィノヴォ村の部落のうちヴォロク「郡」に属している部分であるが、
- ③ドミートリー・ヴォロディーミロヴィチ・アダシェフの持ち分である。
- ④イヴァン・ボリソフの持ち分である。

の訴えに基づく事情調査、とされているわけである。罰金の理由が記載されている場合に注目しても、先のぶどう酒の購入と飲酒の他に、干草を焼いたこと、教会で聖像が盗まれたり、略奪されたにもかかわらず、そのことを知らせなかったこと(この場合は、聖職者が処罰の対象となっている)等であり、騒擾の一部を窺わせるだけである。これは、修道院側の史料である限り、当然のことで

1986

-114-

あるのかも知れない。

覚書に示されている範囲で、農民騒擾の内容を判断すると、農作業に関するザボタージュ、ダーニとオブロークの納入忌避、禁止されている森林での木の伐採、修道院の所領管理人に対する暴行等である。また、「生計の立つ」農民が加わっており、かれらが盗みを働き、それを全農民に教唆していることである。ここから判るように、農民騒擾が対象としたものは、国家及び修道院への負担に関連するものが大部分を占めている。つまり、農民は、国家及び修道院への負担と修道院の現地の代理人に抵抗する形で騒擾を起こしたものと考えられる。しかも、「生計の立つ」農民も参加していることは、修道院が行っていた金銭の貸与とも関連していることを示唆しているように思われる。こう考えていくと、先に述べた1595年1月6日のベズニンの決定との関連が浮かび上がってくる。

この決定では、耕地と荒蕪地に関する貨幣徴収を禁止した 1590 年頃の指示が存在する一方で、依然として行われていた 1 ヴィチにつき 1 p ずつという貨幣 徴収については廃止とされ、それにかわって 1 ヴィチ当たり 1/4 p ずつの貨幣 徴収と現物の徴収に変更されたのであるが、時期的にみて、農民騒擾が発生したのが 1594 年の 10 月 21 日以降で、1595 年 2 月 5 日から農民に対する罰金の徴収が記録され始めている。そして、ベズニンの決定が出されたのが 1 月 6 日付ということで、ちょうど農民騒擾の発生と罰金の徴収が始まる間ということになる。ベズニンの決定と農民騒擾の鎮静化との間には、明らかに関連があったであろうと推察できる。この決定後しばらくして、農民に対する罰金の徴収が開始されたのである。

このように、1590年前後の当該修道院の農民に対する収奪の強化は、農民にとっては堪え難いまでの量と質に達したものと思われる。

Χ

以上,イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院の所領経営文書を中心に,とりわけ当該修道院の「オブローク帳簿集」と「打穀量・播種量の帳簿集」の分

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -115-

析を通して、16世紀後半、とりわけ 16世紀の 70年代から 90年代初めにかけての、当該修道院領の農民負担を、国家に対する負担と領主である修道院に対する負担とに区分しながら、それがどのようなものであったのか、また、どのような影響を農民に与えたのかを、検討してきたが、史料の読み、分析に当たっての方法論等について、まだまだ未熟なところがあり、充分分析し切っているとは言えない。このような不十分な分析ではあるが、本稿を通して、以下のような点を指摘することができそうである。

国税については、徴収が記録され始めた 1581/82 年から徴収額にそう大きな 変動はないものの、一部未納という状況が当初から窺え、より実情にそったも のとするため、1586年に課税基準となるソハー数の変更が行われた。つぎに修 道院領の領民としての農民が領主である当該修道院に対して負っていた負担の 第一は、貨幣で支払われるオブロークであったが、これについても、一部未納 が散見しており、80年代に入ると、徴収の記録のない村が大部分を占めること になった。これに代わる形で 1587 年から登場してくるのが「プストーシニエ・ ジェーニギ」等のその発牛原因を直接的に明示したかたちでの貨幣支払いであ るが、これは、農民全体に関わるものではなく、個々の農民対修道院の関係で しかなかった。このような中で、1590/91年にベズニンの指示が出される。この 指示によって、農民の負担が貨幣オブロークから賦役へ移行したとされている が、この適用範囲については、史料的にもう少し検討の余地がありそうである。 また、賦役だけでなく、荒蕪地の貸与部分については生産物の徴収となってい る。1595年のベズニンの決定内容から判断する限り、貨幣オブロークから賦役 ないし現物支払いへ移行したのは,当然のことながら,耕地ないし荒蕪地に関 連した農民負担であろう。指示の時期については、1590年3月25日のオブロー ク徴収の折に、「この荒蕪地から、かれは以後1ルーブリ支払うべし」との記載 がある点と 1590 年 12 月 26 日の文書にライ麦の播種面積が把握されているこ とから判断して、1590年の3月21日からライ麦の播種以前(8月)に出された ものと推察される。いずれにしろ、1590年前後は当該修道院にとって、大きな 転機と位置づけることができる。が,このような転機の中から当該修道院によっ て採られた農民収奪の強化は、1594年10月後半に農民騒擾を生じさせること

になった。そして、この農民騒擾とオブロークの変更を示している 1595 年 1 月 のベズニンの決定との間には関連があると思われるということである。

最後の点は、先の賦役および現物支払いへの移行とも関連して、今後の検討が必要である。更に、収支帳および他の文書史料をも分析の対象として、分析方法を確立し、個々の部落、荒蕪地名にも注目しつつ、個々の農民名にも注意を払いながら、農民負担のより具体的な検討を行っていくことが必要であろう。と同時に、他の修道院における農民負担の状況をも視野に入れて検討を加え、相互に比較していくことも必要であろう。105)

中料・参考文献

- (1) Акты феодального землевладения и хозяйства XIV-XVI веков. ч. 2, 1956.
- (2) Акты исторические, собранные и изданные Археографическою комиссиею. СПб., 1.1, 1841.
- (3) Вотчинные хозяйственные книги XVI в. Ужино-умолотные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 1590-1600 гг. Под редакцией доктора исторических наук А. Г. Манькова. 1, 2, 3 М. -Л. 1976.
- [4] Вомчинные хозяйственные книги XVI в Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573-1595 гг Под редакцией доктора исторических наук А. Г. Манькова. М. -Л., 1978.
- (5) Вотчинные хозяйственные книги XVI в Приходные и расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 70 и 80 -х гг. Под редакцией доктора исторических наук А. Г. Манькова. М. -Л., 1980.
- [6] Зимин, А. А. К истории восстания Болотникова, «Исторические звписки», кн. 24, 1947, стр. 353-385.
- (7) Материалы по истории крестьян в русском государстве XVI века. Сборник документов. Подготовлен к печати А. Г. Маньковым. Л., 1955.
- (8) Тимофеев, Н. Крестьянские выходы конца XVI в., «Исторический архив», кн. II., М. .Л., 1939, стр. 61-91
- [9] Тихомиров, М. Н., Флоря, Е. Н. Приходо-расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 1606/07 г., «Археографический ежегодник за 1966 год», М., 1968, стр. 331-383.
- 〔10〕 浅野明「イヴァン雷帝期ロシアの知行地制―ノヴゴロド地方の事例研究―」、『史学雑誌』、』

^{105) [7]} には、クラスノホルムスキー・ニコラエフスキー・アントニエフ修道院の経営文 書が収載されており、当該修道院の経営文書と比較することは重要である(〔4〕 crp. v 参照)。

16世紀末イォシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担 -117-

第94編第7号, 1985年。

- [11] 拙稿「16世紀ロシアの所領構造」、『香川大学経済論叢』、第56巻第1号、1983年。
- 〔12〕 拙稿「ロシア統一国家成立期の農村」,『ロシア史研究』,第44号,1986年12月。
- (13) Абрамович, Г. В. Государственные повинности влалельческих крестьян Северо-Заподной Руси в XVI-первой четверти XVII века, «История СССР», 1972, №3, стр. 65-84.
- (14) Анпилогов, Г. Н. К изучению переписных материалов студентами-историками (Некоторые методологические замечания и наблюдения), ВМУ, 1975, №4, стр. 61-76
- (15) Водарский, Я. Е. Население России в конце XVII -начале XVII века (Численность, сословно-классовый состав, размещение), М., 1977
- (16) Зимин, А. А. Крупная феодальная вотчина и социально-политическая борьба в России (конец XV-XVI в.), М., 1977
- (17) Книга сошнаго писъма 7137 года, «Временник императорского Московского общества истории и древностей российских», к. 17, 1853, М., Смесь, стр. 33-65.
- (18) Колычева, Е. И. Податное обложение в центральных уездах России, «Россия на путях централизации», М., 1982, стр. 107-115
- (19) она же,Вытное письмо и феодальная рента в дворцовых хозяйствах XVI в., «Проблемы социально-зкономической истории феодальной России», М., 1984, стр. 261-270.
- (20) Лаппо-Данилевский, А. Организация прямаго обложения въ Московсскомъ государстве во временъ смуты до эпохи преобразований. С.-Петербургъ, 1890 (Slavistic Printings and Reprintings, 136, 1969).
- (21) Маньков, А. Г. Хозяйственные книги монастырских вотчин XVI века как источник по истории крестьян, «Проблемы источниковедения», сб. 4, М., 1955, стр. 287-306.
- (22) он же, Цены и их движение в Русском государстве XVI в. М.-Л. 1951.
- (23) Никитский, А. Н. Къ вопросу о мерахъ въ древней Руси, *«Журнал Министерства Народнаго Просвещения*», 1894, Л64, стр. 373-420.
- (24) Устюгов, Н. Л. Очерки древнерусской метрологии, «Историические записки», кн. 19, 1946, стр. 294-348.
- (25) Щепетов, К. Н. Сельское хозяйство во вотчинах Иосифо-Волоколамского монастыря в конце XVI в., «Исторические записки», кн 18, 1946, стр. 92-147.